

令和6年度 第1回岩手県文化財保護審議会 審議資料

○事務報告

資料 1-1 国・県指定文化財の指定等の状況について	1
資料 1-2 埋蔵文化財調査について	2
資料 1-3 「平泉の文化遺産」の保存管理と拡張登録について	4
資料 1-4 「北海道・北東北の縄文遺跡群」について	5
資料 1-5 「明治日本の産業革命遺産」について	6
資料 1-6 岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンターについて	7

○諮問資料

(諮問物件調書・指定文化財調査報告書)

資料 2-1 猪川観音長谷寺絵馬群	8
【有形文化財（美術工芸品・絵画）、大船渡市】	
資料 2-2 二戸市金田一・浄法寺の子安信仰資料と助産用具	23
【有形民俗文化財、二戸市】	

○参考資料

・ 岩手県文化財保護審議会条例	39
・ 岩手県文化財保護審議会運営規定	40
・ 岩手県指定文化財の指定・選定又は認定の基準	41
・ 岩手県内指定文化財等件数一覧	50
・ 過去 10 年間における文化財指定物件一覧	51
・ 過去 10 年間における種別毎文化財指定件数一覧	52

国・県指定文化財の指定等の状況について

1 県指定文化財の指定等の状況について

(1) 指定等

番号	種別	名称〔所在地〕	内容	告示年月日
1	無形民俗文化財	盛岡八幡宮祭りの山車行事 〔盛岡市〕	指定	R6. 4. 9
2	無形民俗文化財	山田の神幸行事 〔山田町〕	指定	R6. 4. 9

(2) 現状変更許可

許可日	区分	名称〔所在地〕	内容	申請者
R6. 2. 22	県天	普門寺のサルスベリ	枯れ枝の除去及び薬剤散布	宗教法人普門寺 代表役員 熊谷光洋
R6. 3. 4	県史	今松竪穴住居跡	樹木伐採	岩手町長 佐々木光司
R6. 3. 6	県名	浄土ヶ浜	枯死木の伐採	宮古市長 山本正徳
R6. 4. 11	県天	薄衣の笠マツ	薬剤散布	名木笠松保存会
R6. 4. 17	県天	普門寺のサルスベリ	枯れ枝の除去及び薬剤散布	宗教法人普門寺 代表役員 熊谷光洋
R6. 5. 1	県名天	青松島	現地調査	陸前高田市教育委員会 教育長 山田市雄
R6. 5. 10	県史	黒山の昔穴遺跡	カタクリの植栽	九戸村教育委員会 教育長 岩淵信義
R6. 6. 7	県史	浮島古墳群	樹木伐採	岩手町長 佐々木光司
R6. 6. 17	県天	内間木洞及び洞内動物群	資料採取	東京農業大学 青柳祐輝
R6. 7. 8	県天	タブノキ自生地	鳥類生態調査	東京大学大気海洋研究所 所長 兵藤 晋
R6. 7. 26	県史	大館町遺跡	擁壁設置工事	阿部猛志
R6. 8. 22	県天	タブノキ自生地	学術調査の記録撮影	株式会社エッジュ 代表取締役 印南貴史
R6. 8. 23	県天	普門寺のサルスベリ	ひこばえの除去	宗教法人普門寺 代表役員 熊谷光洋

1. 令和5年度の事業実績

(1) 発掘調査（公益財団法人岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター：以下 県埋文センター）

▶ 野外調査、室内整理

	委託者	調査原因	遺跡名	所在地	調査面積	時代	遺構・遺物
1	国交省	水沢東B P	中林下遺跡	奥州市	1,820 m ²	平安・中世・近世	掘立柱建物、竪穴状遺構
2	県農水部	ほ場整備	天ヶ沢遺跡	花巻市	2,200 m ²	弥生	土坑、遺物包含層、柱穴
3	県農水部	ほ場整備	折居遺跡	花巻市	2,036 m ²	縄文	竪穴住居、貯蔵穴
4	県農水部	ほ場整備	作屋敷遺跡	奥州市	1,465 m ²	中世	掘立柱建物、土坑、井戸状遺構
5	花巻市	産業団地	山ノ神Ⅱ遺跡	花巻市	61,875 m ²	縄文・平安・中世	陥し穴状遺構、貯蔵穴
6	北上市	産業団地	岡田遺跡	北上市	40,100 m ²	縄文・平安	陥し穴状遺構、竪穴住居
7	北上市	工業団地	広表遺跡	北上市	15,226 m ²	縄文・平安	竪穴住居、土坑
8	釜石市	消防屯所建設	太田林遺跡	釜石市	488 m ²	縄文	竪穴住居、土坑。柱穴
9	野田村	学校建設	中平遺跡	野田村	2,000 m ²	縄文・平安	竪穴住居・土坑
10	住田町	林業施設建設	中埜Ⅲ遺跡	住田町	0 m ²	縄文	※表土剥ぎ
総計					127,210 m ²		

▶ 報告書刊行 3遺跡、3冊

(2) 分布調査（岩手県教育委員会：以下 県教委）

□ 33事業

「要試掘調査」20事業70遺跡（「可能性あり」を含む）

(3) 試掘調査（県教委）

□ 36事業（国・県関係）

「要発掘調査」16事業22遺跡（「可能性あり」を含む） 国交省2、県土木部1、県農水部13

□ 5事業（市町村支援）

北上市（産業団地）、花巻市（産業団地）、田野畑村（個人住宅、太陽光発電）

(4) 復興事業関連

□ 被災資料整理（陸前高田市）〔県埋文センター受託〕

陸前高田市立博物館の被災文化財（土器）の修復、整理

(5) 普及啓発

□ 第44回埋蔵文化財展（県埋文センター主催） 入場者259名

令和5年11月4日（土）～11月5日（日） 普代社会体育館（普代村）

震災復興関連の発掘調査の成果を展示

□ 埋蔵文化財公開講座（県埋文センター・県教委共催）

令和6年1月28日（日）アイーナ 小田島組☆ほ～る 聴講者108名

「新しい手法から縄文時代の暮らしを探る」

講師：上條信彦氏（弘前大学人文社会科学部教授）

□ 遺跡報告会（県埋文センター主催） 入場者132名

令和6年1月28日（金）ギャラリーアイーナ展示室

□ 現地説明会（県埋文センター主催） 参加者363名

広表遺跡（北上市）、岡田遺跡（北上市）、山ノ神Ⅱ遺跡（花巻市）、折居遺跡（花巻市）

2. 令和6年度の事業予定

(1) 発掘調査（県埋文センター）

▶ 野外調査、室内整理

	委託者	調査原因	遺跡名	所在地	調査面積	時代	備考
1	国交省	水沢東B P	中林下遺跡	奥州市	2,390 m ²	平安・中世・近世	終了
2	県農水部	ほ場整備	中井遺跡	奥州市	1,100 m ²	平安	予定（10月）
3	県農水部	ほ場整備	堀切後遺跡	金ヶ崎町	700 m ²	縄文	終了
4	県農水部	ほ場整備	折居遺跡	花巻市	3,300 m ²	縄文	調査中
5	県農水部	農道整備	上野々遺跡	二戸市	330 m ²	縄文	終了
6	県土木部	国道整備	弥栄Ⅻ遺跡	洋野町	1,750 m ²	縄文	予定（9月）
7	北上市	産業団地	岡田遺跡	北上市	56,500 m ²	縄文、平安	調査中
8	住田町	林業施設建設	中塚Ⅲ遺跡	住田町	3,570 m ²	縄文	調査中
総計					69,640 m ²		

▶ 報告書刊行 3遺跡、3冊

(2) 分布調査（県教委）

47事業 80遺跡（「可能性あり」を含む）を予定

(3) 試掘調査（県教委）

30事業 67遺跡（「可能性あり」を含む）を予定

道路事業：国道改築、三陸沿岸道路 I C 改良、秋田道拡幅、県道改良

ほ場整備事業：奥州市、花巻市、遠野市、一関市、一戸町等

市町村支援：花巻市、田野畑村、西和賀町

(4) 普及啓発

埋蔵文化財展（県埋文センター主催）

令和6年11月2日（土）、3日（日） 大槌町（会場未定）

埋蔵文化財公開講座（県埋文センターとの共催）令和7年1月25日（土）

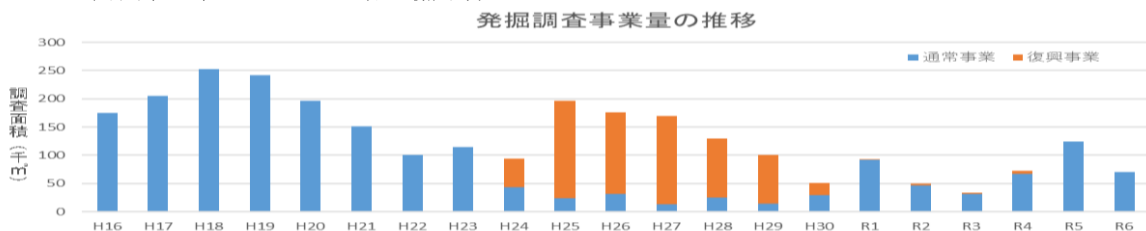
アイーナ小田島組☆ほ〜る

3. 現状と課題

開発確認調査（分布・試掘等）の件数はやや増加傾向であるが、発掘調査は市町村支援の大規模調査が令和7年度で終了すると、その後の事業は不透明。

○ 三陸沿岸道路 I C、国道 106 号、宮古西道路の改良事業、I L C 事業関連

○ 県南部を中心としたほ場整備事業



出土品の保管場所の確保。

○ 主に報告書掲載遺物を収蔵する県事業団埋蔵文化財センターの収蔵庫はほぼ限界

○ 市町村に対する譲与の働きかけを行っているが、現状では受け入れは進んでいない

近世・近代遺跡の取扱い

○ 文化庁は、都道府県によってバラツキのある近世・近代遺跡の包蔵地としての考え方を令和6年度中に整理予定

専門職員不在市町村への対応（新規採用、後継者確保の促進）

○ 県内 33 市町村のうち、6 町村で専門職員不在。専門職員の世代交代も進む。

「平泉の文化遺産」について

1 概要

(1) 平成23年6月29日、第35回世界遺産委員会において世界遺産一覧表に記載。

資産名「平泉一仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群一」

(2) 構成資産は中尊寺、毛越寺、観自在王院跡、無量光院跡、金鶏山の5資産（資産176ha、緩衝地帯6,008ha）。

(3) 平成24年9月、拡張登録に向け「平泉」（拡張）が暫定リストに再記載。

候補資産は、柳之御所遺跡、達谷窟（以上、平泉町）、白鳥館遺跡、長者ヶ原
 廃寺跡（以上、奥州市）、骨寺村荘園遺跡（一関市）。

2 保存管理

(1) 記載済みの資産に拡張登録を目指す5資産を含めて、「平泉の文化遺産包括的
 保存管理計画」（以下、「包括」という。）を改定（平成24年3月、平成31年3月）。

(2) 登録の際に、道路事業等の開発行為が遺産に対して及ぼす影響を評価する「遺
 産影響評価（HIA）」が求められたことから、これまで12件の評価を実施。

令和2年3月に「平泉の文化遺産」の遺産影響評価の判断材料となる研究報告
 書を作成。

(3) 遺産影響評価の実施や周辺環境の変化等を踏まえ、「包括」を改定する作業を
 継続中。

(4) 保存管理の全体的調整は、「岩手県世界遺産保存活用推進協議会」（会長：知事）
 が実施。

3 拡張登録への取組

(1) 「平泉の文化遺産世界遺産拡張登録検討委員会」の専門的、技術的助言を得な
 がら、取組を継続中。

(2) 資産の価値向上及び将来的な拡張登録を目的とし、調査研究等を継続中。

(3) 令和2年3月、平泉の学術的価値について、国際研究会を実施し報告書を刊行。

(4) 令和5年8月、県・関係市町の代表者による会議において、「平泉の文化遺産
 世界遺産拡張登録検討委員会」の意見を踏まえ、柳之御所遺跡のみを追加する拡
 張登録の推薦書案の作成を進めることに合意。現在、作業中。

「北海道・北東北の縄文遺跡群」について

1 概要

- (1) 令和3年7月27日、第44回世界遺産委員会において世界遺産一覧表に記載。
資産名「北海道・北東北の縄文遺跡群」
- (2) 構成資産は、4道県17資産（北海道6、青森県8、秋田県2、岩手県1）。
内、本県の構成資産は一戸町「御所野遺跡」。
- (3) 推進組織は、4道県14市町で構成される「縄文遺跡群世界遺産本部」（事務局青森県）。

2 世界遺産登録までの経過

- (1) 「縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会」（委員長：菊池徹夫早稲田大学名誉教授）の指導・助言（19回開催）
- (2) 定住生活の達成とその過程を示す考古学的な証拠（評価基準（iii））と、持続可能な定住生活を実現した土地利用、人類と自然との共生の在り方を示す顕著な見本（評価基準（v））を軸に検討
- (3) 令和3（2021）年5月26日、イコモスから世界遺産一覧表への「記載」勧告。

3 保存管理

- (1) 「縄文遺跡群世界遺産協議会」（事務局：青森県）が中心となり、保存管理の全体的調整を実施。
- (2) 御所野遺跡については、一户町において保存管理を実施。「岩手県世界遺産保存活用推進協議会」において、県内関係機関との調整を図っている。

4 最近の動向

御所野縄文公園の管理運営について、NPO法人による指定管理期間が満了し、令和6（2024）年4月から一户町直営化。関係団体や住民から広く意見を取り入れるため、新たに御所野縄文公園運営協議会を設置。

「明治日本の産業革命遺産」について

1 概要

- (1) 平成 27 年 7 月 8 日、第 39 回世界遺産委員会において世界遺産一覧表に記載。資産名「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」
- (2) 構成資産は、8 県 23 資産。内、本県の構成資産は釜石市「橋野鉄鉱山」。
- (3) 推進組織は、8 県 11 市で構成される「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会（事務局：鹿児島県）。

2 世界遺産委員会決議への対応

- (1) 第 42 回世界遺産委員会において、保全状況報告書に関し審議され、新たに「資産の保全状況やインタープリテーション全体の履行状況等」について報告するよう要請があったことから、2019 年 11 月 29 日にユネスコ世界遺産センターへ保全状況報告書を提出。
- (2) 第 44 回世界遺産委員会において、戦時徴用された朝鮮半島出身者等に関するインタープリテーションは不十分だとする決議が採択、保全状況報告書を 2022 年 11 月 30 日にユネスコ世界遺産センターへ提出。
- (3) 第 45 回世界遺産委員会（サウジアラビア：リヤドで開催）では、当該案件について議論なしで決議が採択。

【決議内容】

- ・締約国（日本）の努力を認識。
- ・2024 年 12 月 1 日までに、関係する締約国との継続的な対話、本資産の説明戦略を強化するための、更なる措置に関する最新の情報を提出することを要請。

3 保存管理

- (1) 資産全体の管理を「明治日本の産業革命遺産保全委員会」が調整（事務局：内閣官房）。
- (2) 橋野鉄鉱山については、その下部組織として「釜石地区管理保全協議会」（会長：釜石市長）が設置され、稼働資産と非稼働資産の保全管理を実施。「岩手県世界遺産保存活用推進協議会」において、県内関係機関との調整を図っている。

4 最近の動向

- (1) 史跡の内容確認調査を継続中。
- (2) 二番高炉周辺の見学路の整備を実施中。
- (3) 橋野鉄鉱山インフォメーションセンターの展示リニューアルを計画中。

岩手県立平泉世界遺産ガイドセンターについて

1 施設の理念

「平泉」の価値を広く世界中に伝え、人類の共通の財産として後世へ継承するための拠点となり、「平泉の文化遺産」等の周遊の出発点として、世界遺産平泉並びに一関市、奥州市及び平泉町に広がる関連遺跡を訪問する契機を提供する施設。

2 施設の概要

- (1) 開館時間 午前9時から午後5時まで
(11月から翌年3月までの期間は、午後4時30分まで)
- (2) 休館日 年末年始、毎月末日、資料整理日として5日間程度
- (3) 入館料 **令和5年4月1日から有料**
一般：個人310円、団体（20人以上）：140円/人
学生：個人140円、団体（20人以上）：70円/人
高校生以下：無料

3 展示資料点数

常設展示 約300点（パネル・映像等を含む。うち重要文化財約150点）

4 入館者数の推移

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
個人	6,038人	21,850人	12,797人	40,685人
団体	619人	3,497人	3,350人	7,466人
合計	6,657人	25,347人	16,147人	48,151人

5 その他

- (1) 令和5年4月1日から、指定管理制度を導入
(指定管理者：公益財団法人岩手県文化振興事業団)
- (2) 現在、第2期（令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間）の指定管理者を募集中

諮 問 物 件 調 書

種 別	有形文化財（美術工芸品のうち絵画）
名 称 ・ 員 数	猪川観音長谷寺絵馬群 （いかわかのん ちょうこくじ えまぐん）
所有者（保持者・団体）の住所・氏名（名称）	大船渡市猪川町字長谷堂 127 宗教法人長谷寺
文化財の所在場所	同上
指 定 理 由	<p>当該文化財は、大船渡市猪川町の長谷寺（猪川観音）に伝わる全 16 面の絵馬群である。このうち 10 面は明和 7（1770）年から明治 6（1873）年の奉納時期が記され、残る 6 面も奉納年が記されていないものの近世後半から近代にかけて制作されたものとわかる。</p> <p>いずれも素地仕上げまたは胡粉等の下地、顔料や金砂子などを用いて、スギやキリなどの板材に主題が描かれ、画面余白や裏面などには奉納の旨、その願意、奉納者、奉納時期、作者などが主に墨書で記されている。</p> <p>制作はいずれも描画技法を習得した人物が担ったと考えられ、そのほとんどが和漢故事などの定型的な主題ではあるが、近世から近代にかけて制作された現在の岩手地域のほかの県指定絵画資料と比較しても遜色なく、優秀な仕上がりと評価される。とりわけ板絵としては代表的な存在といえる。</p> <p>また、顔料の彩度の高さや、一部に金砂子が使われること、表面がよく整えられた板材であることや矧ぎ面の一部にある目違い防止の雇柄等は、これら絵馬群が入念に制作され、かつ上等な素材が用いられたことを示している。</p> <p>このように、本絵馬群は制作優秀であり、さらに当時の絹本または紙本絵画と比較しても遜色のない仕上がりをみせていることから、現在の岩手県域を代表する板絵及び絵画群としても評価される。</p> <p>以上のことから、本文化財を岩手県指定有形文化財として指定することが適当である。</p> <p>（指定基準） 第 1 有形文化財指定基準 絵画、彫刻、工芸品の部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各時代の遺品のうち、製作優秀で県の文化史上貴重なもの。 2 県の絵画史上、彫刻史上又は工芸史上特に意義のある資料となるもの。



猪川観音祭礼参詣図絵馬 画面



観音来迎図絵馬 画面

指定文化財調査報告書

調査員 政次 浩、菅野誠喜、近藤良子
大船渡市教育委員会職員各位

調査日 令和6年6月29日ほか

報告日 令和6年9月6日

1 所有者の住所 ・氏名(名称)	岩手県大船渡市猪川町字長谷堂 127 宗教法人長谷寺(ちょうこくじ)
2 文化財の所在地	同上
3 種別	有形文化財(絵画)
4 名称	猪川観音長谷寺絵馬群(いかわかんのちょうこくじえまぐん)
5 員数	1件16面 詳細は別紙1及び2のとおり
6 品質・構造	別紙1のとおり 板絵、複数材製または一材製、縁または屋根あり、彩色ほか
7 法量・保存状態	【法量(cm)】 別紙1のとおり 【保存状態】 別紙1のとおり 概ね胡粉下地等の剥落甚大 一部に割損または矧面の目違い等あり 16面全て耐火防犯収蔵庫に保管される 一部が床置きとなっており、湿害及び虫菌害などが懸念される
8 願主・作者	別紙1のとおり
9 時代又は年代	近世から近代
10 奥書・銘文等	別紙1のとおり
11 伝来 (由来・伝承等)	個々に奉納先を記す銘文がなく厳密には不明ながら、仏像や神像などとは異なり、奉納者(家)の願意に基づく絵馬は寺社統合の際などに敢えて他所へ移送・統合される蓋然性はさほど高くないとみられることから、元より猪川観音への奉納とみて大過ないと考える。 また、仮に他所からの移入品が混入していたとしても、近代以降、現所在地での奉懸に相応の時間が経過していることを評価し、一括して

	<p>取扱うこととする。</p> <p>猪川観音(長谷寺)は、矢作観音(陸前高田市・観音寺)、小友観音(同・常膳寺)とともに気仙地域を代表する観音霊場とされ、近年ではこれらを「気仙三観音」と総称する。</p> <p>長谷寺は坂上田村麻呂によって大同年間(9世紀初頭)に創建された観音堂を端緒とすると伝え、同寺には平安時代末期(12世紀)制作とみられる観音堂本尊(猪川観音)の十一面観音菩薩立像(岩手県指定有形文化財)を始め多数の古仏が現存する。</p> <p>史料に恵まれず古代・中世の状況は不明ではあるが、本絵馬群からは近世後半以降、近在の住民の篤い信仰が寄せられていたことを窺わせる。</p> <p>【参考文献】 大船渡市史編集委員会『大船渡市史』第5巻(1982) 大船渡市立博物館『三陸－海の絵馬』(1986) 岩手県立博物館『みる！しる！わかる！三陸再発見』(2021) ※以上、岩手県立博物館近藤良子氏のご教示による。</p>
12 所見	<p>本絵馬群は大船渡市猪川町の長谷寺(猪川観音)伝来の一群。</p> <p>別紙のとおり全16面のうち10面は奉納時期が記され、これらは、No.1明和7(1770)年(か)を最古として明治6(1873)年に至る奉納年を有する10面、奉納年を記さない6面からなり、近世後半から近代にかけて制作されたものと分かる。なお、奉納年を記さない6面も強いて制作時期を下降させる要素は認められない。</p> <p>いずれも素地仕上げまたは胡粉等の下地、顔料や金砂子などを用いて、スギやキリなどの板材に主題が描かれ、画面余白や裏面などには奉納の旨、その願意、奉納者(家)、奉納時期、作者などが主に墨書で記される。</p> <p>主題は願意の寓意とみられる和漢故事がその殆どを占め、応需による当代絵画の典型例と評価される。また、そのような中、No.3「猪川観音祭礼参詣図絵馬」は猪川観音の立地、堂宇配置を写したもので、幟の年紀は銘文と合致する。これは、まさに近世後半の猪川観音の祭礼と参詣を主題としたもので、現岩手県域の具体的な場所とそこに集う人々を主題とした稀有な絵画と評価される。</p> <p>制作はいずれも描画技法を習得した人物が担い、その殆どが定型的な主題とはいえ、近世から近代にかけて制作された現岩手県域の他の絵画資料と比較して優れた出来映えと評価され、わけても板絵にあっては代表的な存在といえる。また、顔料の彩度の高さ、一部に金砂子が使われること、表面がよく整えられた板材、矧ぎ面の一部にある目違い防止の雇柄などは、本一群がいわゆる「上製本」として入念に制作されたことを示す。</p>

総じて、本一群は制作優秀で当代の現岩手県域を代表する絵画群と評価される。さらに、当代の絹本または紙本絵画と比較しても何ら遜色のない仕上がりをみせ、現岩手県域を代表する板絵としても評価される。現岩手県域における板絵は永正9(1512)年の仏画「聖観音菩薩画像 1面」(奥州市江刺伊手・自性院)が岩手県指定有形文化財(絵画)に指定されているが、それ以外の指定はなく類例も乏しい。かかる状況にあって、本一群は質量ともに抜群の存在感を示し、岩手県の絵画史上看過し難いものがある。

これらは絵画の指定基準1及び2によく該当し、県指定に相応しいと評価される。

次に、絵画の枠組みからはやや逸れるものの、本一群の情報を以下に整理する。

現岩手県域とその周辺の絵馬のなかで本一群は、法量においては「漆絵立花図大絵馬」(二戸市・天台寺、岩手県指定有形文化財)と、「南部七戸小田子不動堂奉納絵馬」(青森県七戸町管理、重要有形民俗文化財)などのいわゆる「南部小絵馬」との間に位置付けられることから、中型絵馬と仮称しておく。形状は方形(額型)13面、五角形(家型)3面で方形が主流。全て縁または屋根を巡らせる。

奉納者(家)の詳細は今後の調査研究を俟ちたいが、巨財を成したと伝わる稲子澤鈴木家ゆかりの可能性のある人物が含まれるほか、いずれも近在と思しき、屋号を有する者、同姓家の複数回奉納なども認められ、伝来地の近世後半から近代にかけての地域の歴史を垣間見せる。奉納者(家)の詳細は地域の歴史を知る上で今後の重要な課題といえ、作者の事績追究も同様である。

本一群の画題を通覧するに、武勇や尚武などの画題から家門興隆、延命長寿、孝行、開運、往生、出産育児など、家や個人の具体的な願いを窺わせる、めでたく寓意的な画題へと変遷するようである。また、残存状況による偶然が作用した可能性も排除しないが、所在地の立地にしては船舶、航海、運輸や漁撈などの海事との直接的な関わりを示す絵馬が見当たらないことは留意される。

いわゆる「上製本」である本一群の奉納には、近在の商家や町場の住民層などが主導的役割を担った可能性を思わせる。これは、長谷寺の維持運営のあり方をも示唆するのではなかろうか。

17日の奉納が全16例中5例確認される。一般的に17日や18日が観音縁日とされることが多くある中で、猪川観音の縁日は17日とされていた証左といえよう。

調査員の力量不足で奉納者(家)、作者さらには地域史などの情報など、銘文の詳細な分析は現時点では及ばないが、今後、所在地周辺の地域史解明を進める上でも本一群が有効な手段となることも期待される。

ところで、現岩手地域の絵馬の評価・指定は、漆絵や大絵馬など特別な技法や法量のもの、算額といった特定の種別に属するものなどに前例があるが、絵馬自体を評価する機会にはあまり恵まれてこなかったように見受けられる。

しかし、絵馬も現岩手地域の歴史文化を伝える貴重な文化財として評価の対象とすべきだろう。絵馬はいわゆる「お焚き上げ」などで滅失し易いものなので、なおのこと、現存する絵馬が無為に朽ちるに任せることのないよう望みたい。本一群への評価が文化財として絵馬を評価する契機となれば幸甚である。

なお、絵馬の評価・指定は必ずしも絵画に固定すべきではないと考える。現岩手地域に伝わる絵馬の総合的な調査・把握が進んだ段階で、県域における絵馬全体をどのように評価するのが相応しいか検討することであろうし、個々の絵馬の特性によって絵画、工芸品、古文書、歴史資料、有形民俗文化財などのうちから最適な種別を選択することもあり得るだろう。

No.	資料名	奉納年	願主・作者	銘文ほか	法量(cm)	品質・形状	保存状態	特記事項
1	景清鑑引図絵馬 (かげきよしころひきずえま)	明和7(1770)年か	瀬河宗左右衛門奉納、大炊法眼筆	【画面】 「奉掛／御寶／前／明和七(か)蕤寶吉旦」 「(印)瀬河宗左右衛門(印)(印)／陸奥南森住(か)山人畫工願主大炊法眼口信呼俗／□□門書」 「□□□」(朱文方印)、「□□」(朱文壺印)、「□□／□□」朱文方印	縦86.8×横98.4×縁厚3.1	画面はスギ材横2材矧ぎ、全面砥粉下地彩色金泥、縁あり、縁は裏面から打ち込む和釘で画面に打ち付け、墨塗り、内区は下層から朱色、胡粉下地に緑青、飾り金具を縁青で描く、頂部に和釘と鉄製鑲1口あり	画面上段材割損、砥粉下地の剥落甚大	明和7(1770)年(か)5月、瀬河宗左右衛門奉納、大炊法眼筆 ※願主と作者は同一人物の可能性あり ※蕤寶(すいひん)=陰曆5月 ※「瀬河」氏は現大船渡市域では見掛けない姓(大船渡市教育委員会工藤やよい氏のご教示による) ※現状、床置き
2	漢の樊噲勇力門を破るの図絵馬 (かんのはんかいゆうりきもんをやぶるのずえま)	寛政3(1791)年	掛田氏奉納、由廣筆	【画面】 「寛政三歳辛亥七月十七日 掛田氏」 「由廣画(印)」 【裏面】 (多数の丸文様などあるも判読解不能)	縦75.0×横84.6×縁厚1.9	画面はスギ材横3枚矧ぎ、短面各々に雁柄3本あり、全面胡粉下地彩色、縁あり、縁は裏面から打ち込む和釘で画面に打ち付け、泥下地黒漆塗り、画面中央上部に釘孔2つあり、裏面に手斧跡多数あり	画面3材の目違いと反り甚大、胡粉下地剥落甚大で画面消滅の虞あり	寛政3(1791)年7月17日、掛田氏奉納、由廣筆 ※「掛田」氏は現大船渡市域では見掛けない姓(大船渡市教育委員会工藤やよい氏のご教示による)
3	猪川観音祭礼参詣図絵馬 (いかわかのんさいれいさんけいずえま)	文化5(1808)年	水野仁兵衛内儀(千代か)奉納、作者不詳	【画面】 「奉納／御寶前／文化戊辰五年／四月十七日／水野氏／千代」(後筆か) 【画面幟旗】 「奉納観世音菩薩／文化戊辰五(以下不明)／四月十七日水野屋仁兵衛」 「奉納観世音菩薩／文化戊(以下数文字不明)気仙盛町／(不明)衛」 【裏面】 「奉納／御寶前／文化戊辰五年／四月十七日／水野や／仁兵衛／内／施主／敬白」	縦最大82.5×横最大125.6×画面厚2.1	家型絵馬、画面はスギ材横2枚矧ぎ、短面に雁柄4本、全面胡粉下地彩色、屋根・縁あり、屋根・縁は胡粉下地黒漆塗り、背面頂部に鉄製鑲1口あり、画面中央上部に釘孔あり 観音堂背後の崖、遠山を描き、崖は墨で山肌を描き縁青塗り、遠山は青色顔料	画面2材の目違い甚大、胡粉下地剥落甚大で画面消滅の虞あり	文化5(1808)年4月17日、水野仁兵衛内儀(千代か)奉納 ※画中の幟の日付により奉納年月日の猪川観音(長谷寺)祭礼参詣が主題と確認 ※門前に小川が流れる立地、本堂・観音堂の配置は現在と同じ ※「水野」氏は現在でも盛町に比較的多い姓(大船渡市教育委員会工藤やよい氏のご教示による) ※現状、床置き
4	二十四孝のうち唐夫人図絵馬 (にじゅうしこうのうちとうふじんずえま)	文化6(1809)年	佐藤氏奉納、作者不詳	【画面】 「奉納／文化己巳六年六月十七日／佐藤氏」 「□□／□」(朱文方印)、「□□／□□」(朱文方印)	縦101.0×横68.3×縁厚2.8	画面はスギ材整(たて)2枚矧ぎ、素地(きじ)仕上げ、胡粉下地彩色、調度品の彩色に光を反射する素材(雲母か)を混ぜる、縁あり、縁は裏面から打ち込む和釘で画面に打ち付け、黒漆塗り、裏面に鉄製鑲あり	画面2材の目違い甚大、胡粉下地剥落甚大	文化6(1809)年6月17日、佐藤氏奉納 ※作者の印章(描印)あり ※若い女性の面長な顔立ち、老婆の乱れた頭髪の細かい毛描きや表情などは葛飾北斎の内筆人物図を想起させるものあり
5	繫馬図絵馬 (つなぎうまざえま)	文政8(1825)年	赤崎村三浦屋菊松奉納、作者不詳	【画面】 「奉掛御寶前／文政八年五月吉祥日／赤崎邑／三浦屋菊松」	縦63.0×横97.0×厚3.4	画面はスギ材横2枚矧ぎ、短面に雁柄4本あり、素地仕上げ、馬は胡粉下地彩色、縁あり、縁は表面から和釘で画面に打ち付け、縁は素地に直接墨塗り	画面2材の目違い甚大、胡粉下地剥落	文政8(1825)年5月、赤崎邑三浦屋菊松奉納 ※「赤崎邑」は長谷寺の南東、赤崎地区 ※「三浦」氏は現在でも通称「中赤崎」地区に比較的多い姓(大船渡市教育委員会工藤やよい氏のご教示による)
6	唐婦人観月図絵馬 (とうふじんかんげつずえま)	天保5(1834)年	水野屋善藏奉納、作者不詳	【画面】 「奉納／御寶前／願主／水野屋善藏」 【裏面】 「天保五年／四月十七日」	縦76.4×横56.7×縁厚2.5	画面はキリ材整3枚矧ぎ、人物を巨る割損に雁柄2本あり、素地仕上げ、人物の肉身と着衣は胡粉下地彩色、他は素地に直接彩色、隅入り角を持つ陰刻粹線あり、粹線は胡粉下地に青色塗り、縁あり、縁は泥下地黒漆塗り、内区は泥下地に胡粉下地と朱漆塗り、飾り金具付属、鉄製鑲座と鑲あり	人物を巨る割損あり(当初からか)画面3材の目違い甚大	天保5(1834)年4月17日、水野屋善藏奉納
7	神功皇后武内宿禰図絵馬 (じんくうこうごうたけのうちのみすくねずえま)	天保8(1837)年	佐藤氏奉納、東岳筆	【画面】 「奉納／御寶前／天保八四年／三月吉日／願主／佐藤氏」 「東岳筆(印)」 「東岳」(朱文円印) 【裏面】 「上」 「下」	縦75.6×横56.3×縁厚2.7	画面はキリ材整3枚矧ぎ、素地仕上げ、人物は胡粉下地彩色金泥、一部に盛上げ彩色あり、余白全面に金砂子、縁あり、縁は裏面から打ち込む和釘で画面に打ち付け、泥下地黒漆塗り、内区は泥下地、胡粉下地に朱漆塗り、飾り金具付属、縁天面に鉄製鑲座と鑲1口あり	胡粉下地の剥落甚大	天保8(1837)年3月、佐藤氏奉納、東岳筆 ※作者はNo.11「夜討曾我図絵馬」と同一人物

No.	資料名	奉納年	願主・作者	銘文ほか	法量(cm)	品質・形状	保存状態	特記事項
8	高砂図絵馬 (たかさごずえま)	嘉永7(1854)年	盛町渡理屋利八奉納、作者不詳	【画面】 「願主敬白」 【裏面】 「嘉永庚七年／四月吉祥日／盛町／渡理屋利八」	縦90.1×横66.0×縁厚2.6	画面はキリ材豎3枚割り、素地仕上げ、人物などは胡粉下地彩色、他は素地に直接彩色墨描、水面に青色染料(藍か)、金砂子、縁あり、縁は裏面から打ち込む和釘で画面に打ち付け、泥下地黒漆塗り、内区は泥下地、胡粉下地に朱漆塗り、飾り金具附属、縁天面に金具残欠あり	胡粉下地の剥落甚大	嘉永7(1854)年4月、盛町渡理屋利八奉納 ※「盛町」は長谷寺から盛川を挟み南西に所在
9	歌仙図絵馬 (かせんずえま)	安政6(1859)年	盛町住人奉納、作者不詳	【画面】 「奉納／安政六未歳／正月十七日／盛町住人」 【裏面】 「上」	縦64.9×横47.0×縁厚2.3	画面はキリ材豎2枚割り、裏面に緊結の楔1本あり、素地仕上げ、人物は輪郭が朱線で肉身と頭髪と一部の着衣は胡粉下地彩色、他は素地に直接彩色、余白に金砂子、屋根・縁あり、屋根・縁は素地仕上げ、ホオ材か、縁天面に金具取付孔あり	胡粉下地の剥落甚大 屋根・縁は修理または後補か	安政6(1859)年正月17日、盛町住人奉納 ※画面に連注飾りあり
10	牡丹鶏図絵馬 (ぼたんにとりずえま)	明治6(1873)年	鈴木義治奉納、寺沢綾湖筆	【画面】 「奉納／願主／鈴木義治」 「綾湖(印)」 【裏面】 「明治癸酉歳／五月吉祥日」	縦最大43.3×横最大69.8×縁厚3.0	家型絵馬、画面はスギ材横1枚、素地仕上げ、白色は胡粉、他は素地に直接彩色墨描、葉は藍塗り、屋根・縁あり、屋根・縁は黒漆塗り、縁は表面から洋釘で画面に打ち付け	屋根一部破損 縁は修理したか	明治6(1873)年5月、鈴木義治奉納、綾湖筆 ※『仙台人名大辞書』の「鈴木重恒」(稲子澤)条中に同家「△十代 與治右衛門義治」とある ※寺沢綾湖(1804~77): 気仙郡田茂山村の人、谷文晁の高弟高久齋(たかくあいがい)に仙台で師事したと伝える(『日本姓氏歴史人物大辞典』)岩手県立博物館近藤良子氏のご教示による ※現状、床置き
11	夜討曾我図絵馬 (ようちそがずえま)	天保年間(18世紀第二四半世紀)頃	願主不詳、東岳筆	【画面】 「奉納御寶前／願主」 「東岳(印)(印)」 「東嶽」(朱文瓢印)、「□□／東岳」(白文方印)	縦98.8×横65.9×縁厚3.0	画面はキリ材豎2枚割り、素地仕上げ、人物などは胡粉下地彩色、縁あり、縁は裏面から打ち込む和釘で画面に打ち付け、黒漆塗り、内区に朱漆を重ねる、縁裏に和釘あり	胡粉下地の剥落甚大 剥落箇所の一部に下絵の当たり線が確認される	東岳筆 ※作者はNo.7「神功皇后武内宿禰図絵馬」と同一人物
12	武者図絵馬 (むしやずえま)	近世	佐倉里水埜氏奉納、作者不詳	【画面】 「奉納御寶前之所／天徳四年三月吉日／佐倉里水埜氏」 【屋根裏面】 「うしろ」	縦最大57.8×横最大99.8×縁厚2.1	家型絵馬、画面は節抜けのある材(カツラか)横1枚で節あり、全面胡粉下地彩色、屋根・縁(一部)あり、屋根・縁は素地に黒漆塗り、頂部に懸垂用鉄製鑲座・鑲あり、裏面に手斧跡多数あり	画面割損、修理あり 胡粉下地の剥落甚大	佐倉里水埜氏奉納 ※「佐倉里」=「さかり」=盛町(大船渡市教育委員会工藤やよい氏のご教示による) ※天徳4年=西暦960年 ※天徳4年奉納とは認め難いものの、画面1枚製で裏面に手斧跡を残す点などは古様とみられ、詳細不明ながら何らかの由緒や意図などを窺わせる 現状、床置き
13	観音来迎図絵馬 (かんのんらいごうずえま)	近世から近代	鈴木柳女奉納、作者不詳	【画面】 「鈴木柳女」	縦101.4×横71.9×縁厚3.4	画面はキリ材豎1枚、素地仕上げ、観音と人物は胡粉下地彩色、他は素地に直接彩色墨描、金砂子、隅入り角を持つ陰刻枠線あり、枠線は青色(ベロ藍か)、縁あり、縁は黒漆塗り、内区に朱漆を重ねる、飾り金具附属、裏面上部に金具取付跡あり	画面に人物を巨る割損あり(懸垂金具取付時の割損か) 胡粉下地の剥落甚大	鈴木柳女奉納 ※『大船渡市史』5では「稲子澤 鈴木氏奉納」とする ※願主は切髪で未亡人か
14	雲龍図絵馬 (うんりゆうずえま)	近世から近代	願主・作者不詳	【画面】 (白文)「奉納御寶前」 【裏面】 (規矩図か)	縦91.8×横68.6×縁厚3.1	画面はキリ材豎2枚割り、龍は胡粉下地彩色、銘文は胡粉を盛上げ藍を差すか、雷は素地に朱彩、余白のほぼ全面は素地に直接墨塗り、縁あり、縁は裏面から打ち込む和釘で画面に打ち付け、泥下地黒漆塗り、内区は泥下地、胡粉下地に朱漆を重ねる	画面割損 胡粉下地の剥落甚大	※裏面に建築手板と思しき書き込みあり

No.	資料名	奉納年	願主・作者	銘文ほか	法量(cm)	品質・形状	保存状態	特記事項
15	関羽図絵馬 (かんうずえま)	近世から近代	願主不詳、東園筆	【画面】 「奉納」 「東園(印)」 「□□/□□」(白文方印)、「□□/□□」(朱文方印)	縦78.3× 横57.1×縁 厚2.5	画面はキリ材縦3材削ぎ、厚いきり材からなり裏面左右に面取りあり、素地仕上げ、人物は胡粉下地彩色、馬の大略は素地に直接彩色、縁あり、縁は裏面から打ち込む和釘で画面に打ち付け、黒漆塗りで内区に朱漆を重ねる、画面中央上部に釘孔あり	画面3材の目違い甚大 胡粉下地剥落甚大	東園筆
16	神功皇后武内宿禰図絵馬 (じんぐうこうごうたけのうちのすくねずえま)	近世から近代	千葉屋奉納、作者不詳	【画面】 「奉納御宝前/千葉屋」	縦60.4× 横91.0×縁 厚2.6	画面はキリ材横1枚、素地仕上げ、人物などは胡粉下地彩色、調度品の朱彩の一部に雲母を混ぜるか、水面に青色染料(藍か)、縁あり、裏面から打ち込む和釘で画面に打ち付け、黒漆塗りで内区に朱漆を重ねる、飾り金具附属、裏面天面に鉄製鏝座と鏝1口あり	画面割損 胡粉下地の剥落甚大	千葉屋奉納



No.1 景清鋌引図絵 画面



No.1 景清鋌引図絵 裏面



No.2 漢の樊噲勇力門を破るの図絵馬 画面



No.2 漢の樊噲勇力門を破るの図絵馬 裏面



No.3 猪川観音祭礼参詣図絵馬 画面



No.3 猪川観音祭礼参詣図絵馬 裏面



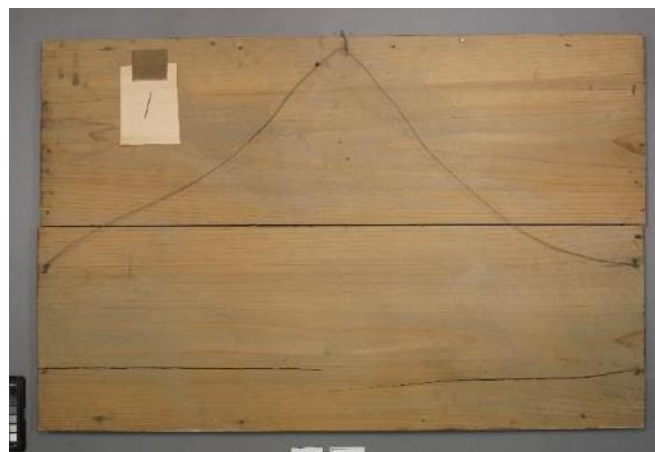
No. 4 二十四孝のうち唐夫人図絵馬 画面



No. 4 二十四孝のうち唐夫人図絵馬 裏面



No. 5 繫馬図絵馬 画面



No. 5 繫馬図絵馬 裏面



No. 6 唐婦人観月図絵馬 画面



No. 6 唐婦人観月図絵馬 裏面



No. 7 神功皇后武内宿禰図絵馬 画面



No. 7 神功皇后武内宿禰図絵馬 裏面



No. 8 高砂図絵馬 画面



No. 8 高砂図絵馬 裏面



No. 9 歌仙図絵馬 画面



No. 9 歌仙図絵馬 裏面



No. 10 牡丹鶏図絵馬 画面



No. 10 牡丹鶏図絵馬 裏面



No. 11 夜討曾我図絵馬 画面



No. 11 夜討曾我図絵馬 裏面



No. 12 武者図絵馬 画面



No. 12 武者図絵馬 裏面



No. 13 観音来迎図絵馬 画面



No. 13 観音来迎図絵馬 裏面



No. 14 雲竜図絵馬 画面



No. 14 雲竜図絵馬 裏面



No. 15 関羽図絵馬 画面



No. 15 関羽図絵馬 裏面



No. 16 神功皇后武内宿禰図絵馬 画面



No. 16 神功皇后武内宿禰図絵馬 裏面

種 別	有形民俗文化財
名 称 ・ 員 数	二戸金田一・浄法寺の子安信仰資料と助産用具 (このへきんたいち・じょうぼうじのこやすしんこうしりょうとじょさんようぐ) 118点
所有者（保持者・団体）の 住 所 ・ 氏 名 （ 名 称 ）	二戸市福岡字川又 47 番地 二戸市 個人
文 化 財 の 所 在 場 所	二戸歴史民俗資料館・浄法寺歴史民俗資料館・個人蔵
指 定 理 由	<p>子授け・安産などを祈願する子安信仰においては一般に子安地藏や子安観音がお堂などに置かれることが多いが、二戸市金田一・浄法寺地区には「子安さま」と呼ばれる像などに祈願する子安信仰があり、主に集落内の産婆と関連のある家で祀られている。この通り地域の助産関連習俗との関係は深く、「コナサセバサマ」などと呼ばれる産婆たちは、依頼があると「子安さま」を祀る家に赴いてこれに祈願し、同じ祭壇に預けていた助産道具を持って依頼主のもとに赴いていた。本物件は、子安信仰資料 20 点、助産用具 98 点の合わせて 118 点を指定しようとするものである。</p> <p>今回指定の対象となる「子安さま」は、形状としては地藏菩薩像や女神像などで、それらに着物を着せているものが多い。また、像ではなく、仏画、お札、お産に使う枕である場合も見られる。金田一地区には弘化 4 年（1847）の奉納旗が納められている例もあることから、近世末以前から信仰されていたと考えられる。</p> <p>概ね旧正月頃になると、「子安さま」を祀る家の親類や近隣地域の女性たちなどが集って「子安講」を行っている。これは「子安さま」に着せる衣服のほか供え物を持ち寄るもので、女性だけで集まる信仰の場は、数少ない娯楽の機会でもあった。子安講の形をとった子安信仰は県内でも二戸地域において顕著に見られるものであり、「子安さま」は講の習俗を背景にして伝えられてきた地域の信仰文化を表すものとして重要な資料である。</p> <p>また、昭和 30 年代頃まで当地における助産を担ったコナサセバサマが使用する道具は竹行李（カゴッコ）に収められており、その中には出産を助ける道具、呪術的な用具、そして死産に関する用具などが収納され、産婆に生と死を司る呪術的な力が期待されていたことがうかがえる。なお、葦類で作られたスゴロ（へその緒を切る刀）は、土地の植物を簡易な作り方で出産の道具に使用していたことを示す助産文化がわかる貴重な資料である。</p> <p>以上のとおり、二戸地域では、「子安さま」は集落内の産婆に関する家に置かれた祭壇に安置され、子安講の対象となると同時に、その信仰をもとにした助産習俗を産婆が担っていた。本物件は子授け・安産など生命との関わりの中で継続されてきた地域的習俗であり、この地方の女性と出産を取り巻く信仰の在り方や習俗を考察する上で重要な資料である。このことから、一括して岩手県有形民俗文化財として指定することが適当である。</p>

(指定基準)

第3 有形民俗文化財指定基準

- 1 (6) 信仰に用いられるもの
例えば、祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社祠等
- (7) 民俗知識に関して用いられるもの
例えば、暦類、ト占用具、医療具、教育施設等
- 2 (3) 地域的特色を示すもの。
- (5) 職能の様相を示すもの。



子安さま



子安さま



助産用具



助産用具

指定文化財調査報告書

調査員 東 資 子

令和 6年 7月 24日

1 保持者又は保持団体の住所・氏名（名称）	二戸歴史民俗資料館・浄法寺歴史民俗資料館・個人
2 文化財の所在場所	別紙
3 種別	有形民俗文化財
4 名称	二戸金田一・浄法寺地区の子安信仰資料と助産用具
5 員数	118点（内訳：子安信仰資料20点、助産用具98点）
6 品質・形状	別紙
7 寸法・重量	別紙
8 作者（保存会）	
9 時代又は年代	子安信仰資料：江戸時代～ 助産用具：明治期～昭和30年頃か
10 画讃・奥書・銘文等	
11 伝来	
12 その他	<p>【概要】</p> <p>二戸金田一・浄法寺地区では子授け、安産を祈って「子安さま」（子安地藏尊・子安観音・おぼこなしさまなどとも）に祈願する「子安講」（こやすこう・こやしっとう・オボコビラキなどとも）が行われてきた。子安さまへの信仰は明治期以前からあり、金田一地区には弘化4年（1847）などの奉納旗がある。</p> <p>昭和30年代頃まで中心であった自宅での出産を助けていた地域の産婆（コナサセバサマ・腰抱きバサマなど）は、子安さまを信仰し、子安さまの祭壇に助産用具を置き、依頼を受けると子安さまを拜んでから出かけていた。</p> <p>用具は昭和30年頃まで使われ、子安さまに奉納されるなどしたものである。</p> <p>【子安信仰資料】</p> <p>子安さまは、子供を抱いた地藏菩薩像や女神像などで、それらに着物を着せ</p>

るなどしている。また、お産に使う枕や仏画、お札もある（表参照）。

子安さまは過去に産婆をした人がいる家などで祭られおり、昔は旧正月頃、現在は新暦の1月中旬、または2月中旬にその家の親類や近隣、地域の女性たちなどが集り子安講を行う。近年は集落センターなどを使うが、過去には子安さまを祀る家のほか、地域で「宿」を順に回して会場にしていたという。またコナサセバサマが子安さまの社を背中に担いで各家を回ったという伝承もある。

【助産道具】

岩手県では明治30年（1897）に盛岡市に産婆看護婦学校が設立され、助産師が育成されたというが、農村部や山間部では長年、無資格の地域の産婆であるコナサセバサマたちが助産を担ってきた。昭和23年（1948）の保健婦助産婦看護法の制定により免許を持った助産師や医師が出産を行うものとされるようになると無資格の産婆への要請は少なくなり、昭和30年代頃に役割を終える。

コナサセバサマが使っていた道具は、竹行李の「カゴッコ」に入れられており、座産の際に用いる綱やへその緒を切るスゴロ（刀）やへその緒を結ぶキリンネ（麻ひも）などの道具類、お札やお守り、呪文書、護符を飲む水を入れたという子安貝など安産のための祈願に関する物、そして死産証明のひな形や数珠や木魚など死産や間引きとの関連もうかがわせる道具からなる。特に葦類でそのつど作ったというスゴロは当地方で特有にみられる道具である。

【参考文献】

『岩手県浄法寺町歴史民俗資料館調査研究報告第1集』浄法寺歴史民俗資料館 1991、『金田一物語 第11集』金田一長寿会 1992、『二戸・浄法寺合同調査報告 二戸市の子安さま』二戸市立二戸歴史民俗資料館 2022

13
所見

子授け、安産を祈願する子安信仰への期待は、医療が充分でなかった時代において切実なものであった。と、ともに女性が集まる信仰の場は数少ない娯楽の機会でもあった。地域の「子安さま」は、それらの習俗を背景にして伝えられてきた地域の信仰文化を表すものである。

子安信仰の重要な担い手は助産に関わる産婆、コナサセバサマであった。彼女たちは子安さまに祈願して助産の仕事へ出かけていた。コナサセバサマが助産に持っていくのは出産を助ける道具とともに呪術的な用具、そして死産に関する用具などであり、生とともに死を司る呪術的な力が期待されていたことがわかる。なお、へその緒を切るスゴロは当地に特徴的であり、貴重な資料である。

【指定基準】

「岩手県指定文化財の指定・選定又は認定の基準」第3有形民俗文化財指定基準

1 (6) 信仰に用いられるもの
 (7) 民俗知識に関して用いられるもの

2 (3) 地域的特色を示すもの。
 (5) 職能の様相を示すもの。

に該当する。

No.	名称1	名称2	点数	所有者（個人は非公開）	使用地区	形状	法量（cm）	付属品	由来	備考
1	子安さま（二戸）1		1	個人	金田一八ツ長	子供を抱く地藏菩薩坐像か。木製、陶器製。	全高26.0	ウチミドウ、帽子、着物	堂に「婦人講中」や「明治18年」などの記載あり。	講はない。昭和50年代から近所の人がお参りに来るようになった。
2	子安さま（二戸）2		1	個人	金田一水梨（もと野々上）	子供を抱く地藏菩薩立像。木製（足先欠損）。	全高47.2	ウチミドウ、帽子、着物	産婆の家だったので頼まれて引き取った	1/22近所の人達と子安講
3	子安さま（二戸）3		1	個人	野々上荒谷	子供を抱く地藏菩薩立像。木製。錫杖は欠損か。	全高32.0	ウチミドウ、帽子、着物	産婆をしていた家の子安様を買い取り、祀った。産婆が借りにきていた。	旧1/22野境・月折地区で「コヤストッコウ（子安講）」
4	子安さま（二戸）4		1	個人	野々上潰谷地	子供を抱いた護法神倚像か。木製。	像高21.0	ウチミドウ、着物、子安貝	産婆の家。焼失・紛失したため、昭和16年に三戸町同心町の人に頼んで作成。	旧1/17潰谷地・外芹沢地区で子安講
5	子安さま（二戸）5		1	個人	野々上中屋敷	鉄製の立体。子供を抱いている姿だという。	全高14.2、全幅8.5	ウチミドウ、着物、数珠	産婆、助産婦の家。	旧1/23一族と近隣の人でお祭り
6	子安さま（二戸）6		1	個人	金田一釜沢	子供を抱いた彩色の地藏菩薩立像。木製（片足先欠損）。	全高49.0	ウチミドウ、帽子、前掛け、着物	産婆がいた家で所有していたが、火事のときに寺に奉納。	個人宅旧蔵 1/23集落センターで「コヤシットウ（子安講）」。昔は宿を回していた。
7	子安さま（二戸）7		1	個人	金田一上野	子供を両手で抱いた如来坐像。木製。	全高25.3	ウチミドウ、帽子、着物、奉納幕（弘化4年（1847）、嘉永3（1850）他）	各家で持ちまわっていたが大正期に産婆をしていた女性の家で安置することになった。	1/22上里・舌崎地区で子安講。個人宅からH29に舌崎更生館での開催に変わった。
8	子安さま（二戸）8		1	個人	金田一下山井	子供を両手で抱く地藏菩薩立像。石像。化粧付着。	全高40.5	ウチミドウ、帽子、着物	産婆の家	昭和中頃かに子安講をやめた
9	子安さま（二戸）9		1	二戸市（二戸歴史民俗資料館）	金田一小林	子供を抱く護法神像または神像。木製。	全高42.0	ウチミドウ	親戚が産婆。九戸観音林の人の作。九戸から持ち帰った。	個人宅旧蔵
10	子安さま（二戸）10		1	個人	金田一小林	枕2体。布製。中には布・つるし飾りなど。	縦9.5、横19.5、高7.5	ウチミドウ	親戚が産婆。お産のときに枕を借りていく。	昭和20年頃まで正月16日に女性が集まっていた。
11	子安さま（二戸）11		1	個人	金田一湯田	枕型。布製。中心に木の棒。	全長18.0、全幅7.2	ウチミドウ、着物	親戚が産婆の家。	旧1/16親類や近所の女性で子安講
12	子安さま（地藏尊仏画）（浄法寺）1		1	個人	浄法寺町手倉森	子供を右手に載せる「子安地藏尊」画像。	額装42.5×32.3、紙札37.3×26.3	額	産婆の家。昭和期以前は像だったか。	2/24「子安さまの日」に天台の湯に集まる。昭和60年頃までは宿を家の並びで回していた。
13	子安さま（浄法寺）2		1	個人	浄法寺町駒ヶ嶺	子供を抱く女神坐像または女神倚像。木像。化粧をする。	全高25.0	ウチミドウ、着物	子供を願って作ってもらったという	1/24オボコビラキ。個人宅から昭和期に各家を回るようになり、その後地区センター、現在は天台の湯。
14	子安さま（浄法寺）3		1	個人	浄法寺町大清水	子供を両手で抱く女神坐像または女神倚像。木像。	全高27.2	ウチミドウ	子授け・安産を祈願して作ってもらった	1/24オボコビラキ。個人宅を宿にしていたが地区センターに移り、平成10年にやめた。
15	子安さま（浄法寺）4		1	個人	浄法寺町柿ノ木平	子供を抱き、右手に花を持つ女神坐像または女神倚像。木像。	—	ウチミドウ	子授け祈願で作ってもらった	旧1/20にオボコビラキ。個人の家の行事だったが宿を回すようになり、集会所での行事になった。昭和50年頃に婦人会の総会に変わった。

No.	名称1	名称2	点数	所有者（個人は非公開）	使用地区	形状	法量（cm）	付属品	由来	備考
16	子安さま（浄法寺）5		1	個人	浄法寺町大森	子供を抱く女神坐像または女神倚像。木製。化粧粧。	全高26.0	ウチミドウ（作り付け）、着物	明治6年生まれ初の初代の妻が産婆だったのでもらってきた	昔はお産をする女性が拝みに来た。1/24「拝む日」に地区センターに集まっていたが近年は天台の湯で。
17	子安さま（お札）（浄法寺）6		1	個人	浄法寺町山内	中禅寺（栃木県日光市）の波之利大黒天・小牛田山神社（宮城県遠田郡美里町）のお札	中禅寺10.3×5.5、山神社7.0×4.8	手織り布包み	昔は掛け軸	小正月前後にオボコピラキ（遊ぶ日とも）。各家に宿を回していたが、平成期からは地区センターに。
18	子安さま（浄法寺）7		1	個人	浄法寺町谷地屋敷	子供を抱く地藏菩薩坐像。木製。右手は欠損。	全高24.7	ウチミドウ、帽子、着物		旧小正月頃オボコピラキ。持ち回りの宿から公民館で行うようになり、昭和60年頃やめた。
19	子安さま（浄法寺）8		1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	浄法寺町田屋	女神坐像か。木製。妊婦を表現か。	全高16.0	ウチミドウ、帽子、着物	産婆だった女性が所有	個人宅旧蔵
20	子安さま（浄法寺）9		1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	浄法寺町下林	陶器製子供像（2体）、既成品か。	全高約6.0	ウチミドウ	産婆だった女性が所有	個人宅旧蔵
21	助産用具(下斗米) 1	カゴッコ（籠）	1	二戸市（二戸歴史民俗資料館）	下斗米		縦23.0×横15.2×高7.5		当地の産婆とその助手が明治中期以降に使用。	コナサセ道具を入れる竹籠
22	助産用具(下斗米) 2	麻縄	1	二戸市（二戸歴史民俗資料館）	下斗米		径0.3の6本1束、長さ約210		〃	産婦がからだを動かさぬように髪に縛って固定する
23	助産用具(下斗米) 3	キシシネ	1	二戸市（二戸歴史民俗資料館）	下斗米		径0.1、長さ計測不能		〃	ヘソの緒を切る際に血止め用に結ぶ糸
24	助産用具(下斗米) 4	チカラゴメ	1	二戸市（二戸歴史民俗資料館）	下斗米		缶：径6.7、高2.0 袋：縦14.3×横12.2（紐：左右共約18.0）		〃	力をつけることなどを目的に産婦に噛ませる生米
25	助産用具(下斗米) 5	子安貝	1	二戸市（二戸歴史民俗資料館）	下斗米		縦5.0×横9.3×高3.5		〃	安産を祈って護符を飲む際に水を汲む貝。タカラ貝。
26	助産用具(下斗米) 6	ヘビの抜けがら	1	二戸市（二戸歴史民俗資料館）	下斗米		約60		〃	ヘビの脱皮のようにお産が楽であるようにとの意か
27	助産用具(下斗米) 7	カモシカの角	1	二戸市（二戸歴史民俗資料館）	下斗米		径3.5、周約11		〃	安産薬として使用したものか
28	助産用具(下斗米) 8	クマの手	1	二戸市（二戸歴史民俗資料館）	下斗米		11.5×8.0×2.7（爪：約4.0）		〃	エナ（胎盤）下ろしの呪いに用いたものか
29	助産用具(下斗米) 9	お守り	1	二戸市（二戸歴史民俗資料館）	下斗米		6.8×5.6（紐：長24.0、28.5、幅4.5）		〃	お産の際に産婦が首から懸ける手縫いのお守り
30	助産用具(下斗米) 10	「水天宮」お守り	1	二戸市（二戸歴史民俗資料館）	下斗米		8.0×5.3×厚0.8		〃	「水天宮」お守り
31	助産用具(下斗米) 11	お守り	1	二戸市（二戸歴史民俗資料館）	下斗米		ひょうたん:2.4×1.0・ 鼓:1.2×1.0・笠:2.5× 0.6・太鼓:1.0×0.6・だる ま:1.0×0.8・棒:2.4× 0.3・不明:1.2×1.7×0.6		〃	ひょうたん、太鼓、笠など7種の飾り
32	助産用具(下斗米) 12	長楽寺護符	1	二戸市（二戸歴史民俗資料館）	下斗米		32.0×11.6		〃	「御祈祷守札 地藏別当 長楽寺」
33	助産用具(下斗米) 13	地藏菩薩画像	1	二戸市（二戸歴史民俗資料館）	下斗米		32.8×24.1		〃	「小繫山」地藏菩薩画像

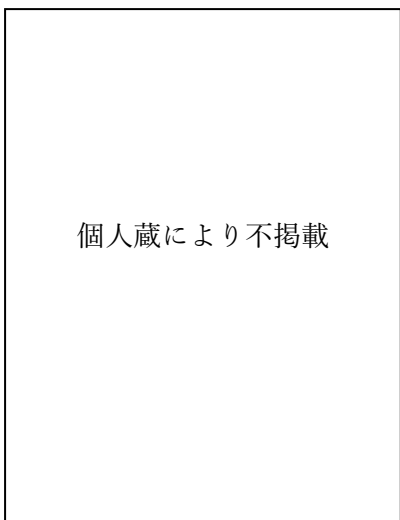
No.	名称1	名称2	点数	所有者（個人は非公開）	使用地区	形状	法量（cm）	付属品	由来	備考
34	助産用具(下斗米) 14	小牛田山神社護符	1	二戸市（二戸歴史民俗資料館）	下斗米		33.6×10.6		〃	「陸前国遠田郡小牛田町鎮座 山神社 祈禱守符」
35	助産用具(下斗米) 15	巻堀神社護符	1	二戸市（二戸歴史民俗資料館）	下斗米		10.4×4.5		〃	「巻堀神社 安産守護」
36	助産用具(下斗米) 16	烏文字護符	1	二戸市（二戸歴史民俗資料館）	下斗米		16.3×24.0（長辺(横)は欠損部除けば18.0）		〃	烏文字護符
37	助産用具(下斗米) 17	「子安し法」呪文書	1	二戸市（二戸歴史民俗資料館）	下斗米		37.9×30.3		〃	「子安し法」呪文書
38	助産用具(下斗米) 18	「子安し法」呪文書	1	二戸市（二戸歴史民俗資料館）	下斗米		42.4×30.1		〃	「子安し法」呪文書
39	助産用具（江牛）1	カゴッコ（籠）	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	江牛		縦約10×横約20×高約6.5	ろうけつ染めの布で包む	当地の産婆が明治中期～昭和30年頃まで使用。江牛毘沙門堂に奉納。	コナサセ道具を入れる竹籠
40	助産用具（江牛）2	数珠	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	江牛		長さ（房含み）約39.5、数珠長さ25.5×4本		〃	安産祈禱あるいは間引き供養の際に使用した数珠か
41	助産用具（江牛）3	地藏菩薩画像掛け軸	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	江牛	軸長さ28.7、径1.3、中回し 縦約81×巾約25.2、	仏画縦約55×横約20.5	包布34.0×33.0、包み紙（和紙2枚重ね）24.5×30.0	〃	産所に掛けて拝む。「熊野那智山」地藏菩薩画像
42	助産用具（江牛）4	死産証明ひな型	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	江牛	中央で山折り	縦24.8×横33.5		〃	死産証明の書き方を示したひな型
43	助産用具（江牛）5	お守り	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	江牛		袋縦7.0×横7.2、紐の長さ約117	白布で包んでいた	〃	へびの抜けがらが入っている布製のお守り袋
44	助産用具（江牛）6	「一之山神」画像	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	江牛		縦32.0×横24.2	白布で包んでいた	〃	「一之山神」画像
45	助産用具（江牛）7	「一之山神」画像	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	江牛		縦36.3×横26.1	ろうけつ染めの布で包んでいた	〃	「一之山神」画像
46	助産用具（江牛）8	弘法大師画像	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	江牛		縦22.6×横10.7	和紙で包んでいた	〃	「弘法大師御尊影」画像
47	助産用具（江牛）9	子安観世音菩薩画像	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	江牛		縦26.4×横15.5～16.0		〃	「子安観世音菩薩」画像
48	助産用具（江牛）10	七福神画像	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	江牛		縦22.5×横10.5		〃	「七福神」画像
49	助産用具（江牛）11	子安地藏菩薩画像	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	江牛		縦26.5×横7.5		〃	「伝行大師 子安地藏菩薩」地藏菩薩画像
50	助産用具（江牛）12	弘法大師浮彫	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	江牛		縦5.4×横3.1×厚さ0.8	木箱:6.7×4.2×1.4、包:5.3×9.1	〃	「高野山金剛峰寺」弘法大師浮彫（木箱入り）
51	助産用具（江牛）13	地藏菩薩画像	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	江牛		縦9.1×横5.1		〃	地藏菩薩画像
52	助産用具（江牛）14	地藏菩薩画像	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	江牛		縦8.5×横4.4		〃	地藏菩薩画像
53	助産用具（江牛）15	地藏菩薩画像	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	江牛		縦8.3×横4.1		〃	地藏菩薩画像

No.	名称1	名称2	点数	所有者（個人は非公開）	使用地区	形状	法量（cm）	付属品	由来	備考
54	助産用具（江牛）16	子安観音画像	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	江牛		縦45.0×横25.0		〃	子安観音画像（コヤスサマを彫った際の下絵か）
55	助産用具（江牛）17	「奉転読大般若経六百軸息延命祈処」護符	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	江牛		縦35.3×横6.0		〃	「奉転読大般若経六百軸息延命祈処」
56	助産用具（江牛）18	「秋葉三尺坊守護所」護符	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	江牛		縦26.2×横6.2		〃	「奉祈念秋葉三尺坊守護所」
57	助産用具（江牛）19	「奉修不動明王護摩供長日請願成就祈所」護符	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	江牛		縦26.0×横4.1		〃	「奉修不動明王護摩供長日請願成就祈所」
58	助産用具（江牛）20	観音護符	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	江牛		縦25.2×横5.0		〃	「南無観世音大菩薩」
59	助産用具（江牛）21	観音護符	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	江牛		縦25.2×横4.8		〃	「南無観世音大菩薩」
60	助産用具（江牛）22	蘇民将来護符	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	江牛		縦24.5×横8.2		〃	「奉祭蘇民将来」
61	助産用具（江牛）23	蘇民将来護符	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	江牛		縦24.7×横6.8		〃	「奉祭蘇民将来」
62	助産用具（江牛）24	薬師如来護符	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	江牛		縦約10.1×横4.5		〃	「薬師如来 御守護」
63	助産用具（江牛）25	薬師如来護符	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	江牛		縦約10.1×横4.5		〃	「薬師如来 御守護」
64	助産用具（江牛）26	薬師如来護符	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	江牛		縦約10.1×横4.5		〃	「薬師如来 御守護」
65	助産用具（江牛）27	八聖山護符	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	江牛		7.9×2.8～3.0	和紙(約25.0×27.5)包み、小石3点（オレンジ色2.4×2.0×1.0、白色2.4×3.5×1.2、白色(大)4.2×3.5×1.6)	〃	「八聖山 御護符 最上大元 御守」
66	助産用具（江牛）28	水天宮護符	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	江牛		縦8.0×横5.9	包紙（23.7×15.6～16.0）	〃	「水天宮御守」
67	助産用具（江牛）29	子安護符	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	江牛		縦約12.9×横2.4		〃	「子安御守」
68	助産用具（江牛）30	成田山護符	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	江牛		縦5.2×横3.0×厚さ0.3	和紙（12.0×11.1）包み、外箱（5.8×4.0×0.9）	〃	「成田山 御守」
69	助産用具（江牛）31	遍照光院護符	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	江牛		内袋縦8.0×横4.8	包み紙（24.0×17.1）、内袋に砂	〃	「加持土砂 高野山 遍照光院」
70	助産用具（江牛）32	「御守」	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	江牛		縦6.0×横5.5	包み紙（12.3×16.7）	〃	「御守」
71	助産用具（江牛）33	安産護符	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	江牛		縦7.5×横1.3	包み紙（10.7×6.3）	〃	「西国廿一番観世音 安産守」

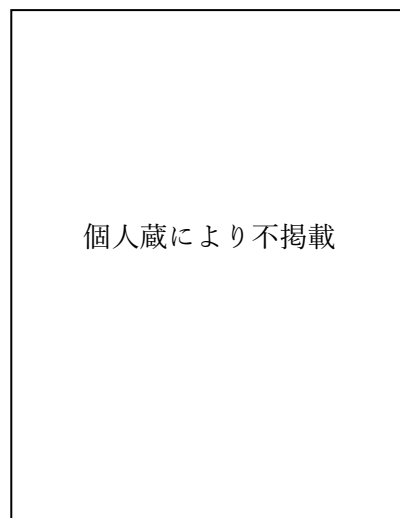
No.	名称1	名称2	点数	所有者（個人は非公開）	使用地区	形状	法量（cm）	付属品	由来	備考
72	助産用具（江牛）34	「御守札」	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	江牛		縦8.8×横2.9		〃	「御守札」
73	助産用具（江牛）35	「南無阿弥陀仏」護符	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	江牛		縦11.1×横3.9		〃	「南無阿弥陀仏」
74	助産用具（江牛）36	護符	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	江牛		縦5.0×横0.8（3枚とも）	和紙（22.1×約29.3、中包12.9×横9.1）包み	〃	護符3枚
75	助産用具（江牛）37	楊子状のもの	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	江牛		長さ7.0、太さ最大約0.3	和紙（11.5×7.0）包み	〃	動物の骨角で作ったとみられる楊子状のもの
76	助産用具（江牛）38	文書の断片	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	江牛		縦24.0×横33.0		〃	文書の断片
77	助産用具（江牛）39	和紙	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	江牛		約24×約6.8		〃	幣束作成途中か、切込の入った和紙
78	助産用具（江牛）40	護符	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	江牛		縦25.8×横約6.0		〃	
79	助産用具（江牛）41	文書（名前）	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	江牛		縦約10.5×横約25		〃	文書（名前）
80	助産用具（江牛）42	文書（福蔵寺受取）	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	江牛		縦約12.0×横約4.1		〃	明治17年の福蔵寺の受取
81	助産用具（漆沢）1	カゴッコ（籠）	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	漆沢		縦約15.5～16×横31.5～32×高さ約11		当地の産婆が明治中期～昭和19年まで使用。	コナサセ道具を入れる竹籠
82	助産用具（漆沢）2	チカラズナ	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	漆沢	綱の輪の長さ約10cm、先端は細く結びめあり	長さ172、太さ1.0		〃	体を浮かせるため産婦がつかまる麻縄
83	助産用具（漆沢）3	木魚	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	漆沢		縦15.7×横16×厚さ10.3	新聞紙	〃	安産祈禱あるいは間引き供養の際に使用した木魚か（新聞に包まれる）
84	助産用具（漆沢）4	数珠（大）	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	漆沢		輪の長さ約46.2、房の長さ約5		〃	安産祈禱あるいは間引き供養の際に使用した数珠か
85	助産用具（漆沢）5	数珠（小）	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	漆沢		輪の長さ約40、房の長さ約6		〃	
86	助産用具（漆沢）6	掛け軸	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	漆沢		縦約80×横24.2	キリンシネで結んだ桐小箱入り	〃	天照皇大神などの画像。産所に掛けて拝む。
87	助産用具（漆沢）7	マギモノ（巻物）	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	漆沢	箱（蓋付き）入り、巻物の芯は木片2本使用	幅7.5×長さ約636.8	箱（4.4×10.2×4.1）	〃	呪文書
88	助産用具（漆沢）8	謝礼包み紙	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	漆沢		縦約23.7 × 横約12.3		〃	コナサセの謝礼包み紙（御祝 田口構造）
89	助産用具（漆沢）9	謝礼包み紙	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	漆沢		縦約23 × 横約8.5		〃	コナサセの謝礼包み紙（43年11月5日生）
90	助産用具（漆沢）10	謝礼包み紙	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	漆沢		縦約23 × 横約30		〃	コナサセの謝礼包み紙（御祝田口定吉）
91	助産用具（漆沢）11	阿弥陀三尊画像	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	漆沢		縦約16×横約10		〃	阿弥陀三尊画像

No.	名称1	名称2	点数	所有者（個人は非公開）	使用地区	形状	法量（cm）	付属品	由来	備考
92	助産用具（漆沢）12	観音画像	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	漆沢		縦24.5×横11.4	包紙（約8.2×横5.8）	〃	観音画像
93	助産用具（漆沢）13	中禅寺護符	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	漆沢		縦9.2×横11.9		〃	「中禅寺」
94	助産用具（漆沢）14	布	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	漆沢		縦約28.5×横約21.4		〃	ろうけつ染の布
95	助産用具（漆沢）15	和紙	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	漆沢		縦9～22×横3～18		〃	和紙6枚
96	助産用具（漆沢）16	キリシネ・スゴロのはばき	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	漆沢	キリシネ結び目1つあり	キリシネ長さ約22.4、はばき①縦約1.5×横約0.3②縦約1.4×横約0.4③縦約1.3×横約0.3		〃	キリシネ・スゴロのはばき
97	助産用具（漆沢）17	へびの抜けがら	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	漆沢	不完全な形	縦約0.9×横約0.8		〃	へびの抜けがら
98	助産用具（漆沢）18	球根	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	漆沢		縦約0.9×横約0.5×高さ約0.3		〃	不明の球根
99	助産用具（漆沢）19	砂状のもの	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	漆沢	砂のような粒の集合体	縦約1.1×横約2.7		〃	不明のもの
100	助産用具（漆沢）20	草	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	漆沢		①長さ約13.1②長さ約5.3③長さ約2.8④長さ約3.5		〃	不明の草4本
101	助産用具（川又）1	カゴッコ（籠）	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	川又		縦約16×横35.5～36×高さ約10		当地の産婆が明治中期～昭和30年頃まで使用。延命地藏堂に奉納。	コナサセ道具を入れる竹籠
102	助産用具（川又）2	チカラズナ	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	川又	結び目1つあり	縦約89.3×横約32		〃	体を浮かせるため産婦がつかまる布紐（赤色）
103	助産用具（川又）3	麻縄	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	川又		径約0.4、約52×14回束ねてあった		〃	産婦が体を動かさぬように髪を縛って固定する
104	助産用具（川又）4	キリシネ	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	川又	毛糸玉のようにまとめてあった	径約0.1（計測不能）		〃	ヘソの緒を切る際に血止め用に結ぶ糸
105	助産用具（川又）5	スゴロ	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	川又		長さ約16（3本）・約11（6本）・約9（2本）		〃	葦科植物の茎で作ったヘソの緒を切る刃物。11本を1束にしている。
106	助産用具（川又）6	チカラゴメ（布袋入り）	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	川又		布袋：縦約9×横約6.0		〃	力をつけることなどを目的に産婦に嚙ませる生米か（布袋入り）
107	助産用具（川又）7	子安貝	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	川又		縦約2.8×横約2×高さ1.7	布袋（7.8×6）入り	〃	安産を祈って護符を飲む際に水を汲む貝か（布袋入り）
108	助産用具（川又）8	和ばさみ	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	川又		縦約15×横約3		〃	ヘソの緒を結んだキリシネの結び端を切ったものか（和ばさみ）
109	助産用具（川又）9	シャボン入れ	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	川又		縦約5.3×横約8×高さ約2.7	中に石鹸	〃	コナサセが手などを洗浄する際に使用した石鹸箱金属製、石鹸あり
110	助産用具（川又）10	タダレコ	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	川又		輪径6.8×高さ約3.5	粉と綿	〃	生まれた子供などにつけたものか、パウダーの一種（粉と綿あり）

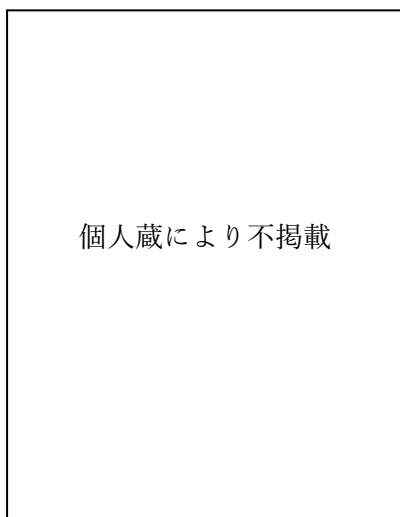
No.	名称1	名称2	点数	所有者（個人は非公開）	使用地区	形状	法量（cm）	付属品	由来	備考
111	助産用具（川又）11	クダッコ（管）	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	川又		長さ約36.5、ガラス管約0.8		〃	用途不明のゴム管。二つ破断（R6.7.20現在7個に破断）。
112	助産用具（川又）12	数珠	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	川又		長さ約44	布袋（14.5×10.5）	〃	安産祈禱あるいは間引き供養の際に使用した数珠か
113	助産用具（川又）13	数珠	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	川又		長さ約44	布袋（10.5×6.7）	〃	安産祈禱あるいは間引き供養の際に使用した数珠か
114	助産用具（川又）14	護符紙	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	川又	紙2枚重ね	12×27（最長）	布袋（15×9）、木片（3.1×0.7×0.3）	〃	安産祈禱などの際に呪文を書いた和紙か。木片一つと一緒に（布袋入り）。
115	助産用具（川又）15	お守り	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	川又	劣化し3片に分離	縦約7×横約8	布袋	〃	「子安御守護」
116	助産用具（川又）16	木片	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	川又		長さ約4.0～8.7、径0.3～0.6		〃	木片6本
117	助産用具（川又）17	「延齡丹」空き缶	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	川又		径5×高さ約2.5		〃	中に木片と布あり。気付け薬か。
118	助産用具（川又）18	お守り	1	二戸市（浄法寺歴史民俗資料館）	川又		縦19.5×横7.0		〃	お守り（戦勝祈願か）



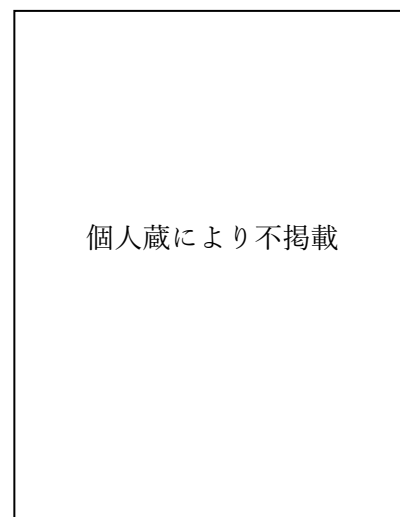
No.1 子安さま(二戸)1



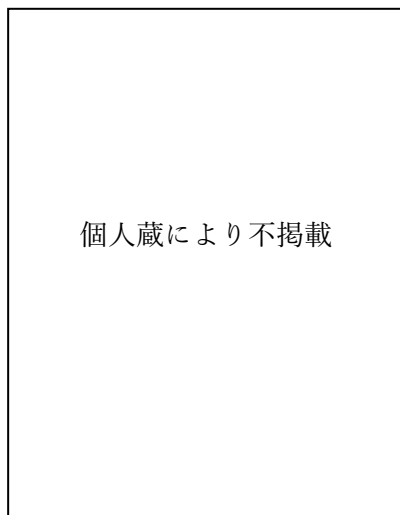
No.2 子安さま(二戸)2



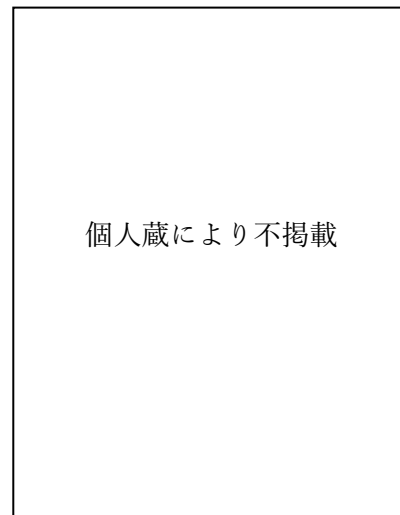
No.3 子安さま(二戸)3



No.4 子安さま(二戸)4



No.5 子安さま(二戸)5 (その1)



No.5 子安さま(二戸)5 (その2)

個人蔵により不掲載

No. 6 子安さま(二戸)6

個人蔵により不掲載

No. 7 子安さま(二戸)7

個人蔵により不掲載

No. 8 子安さま(二戸)8



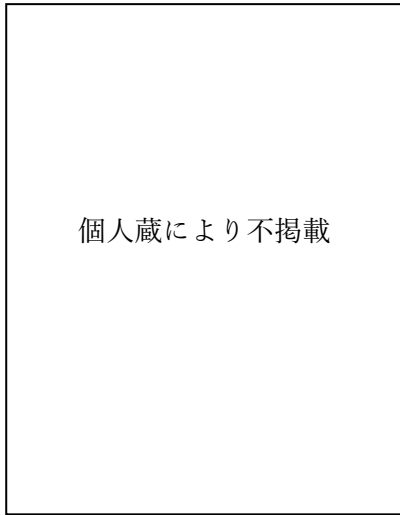
No. 9 子安さま(二戸)9

個人蔵により不掲載

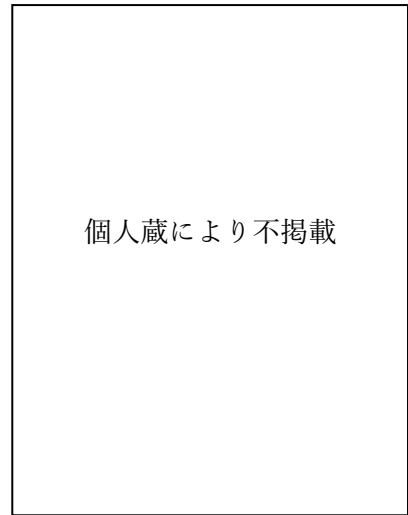
No.10 子安さま(二戸)10

個人蔵により不掲載

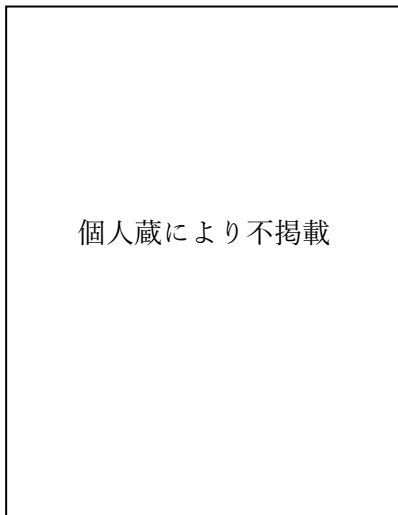
No. 11 子安さま(二戸)11



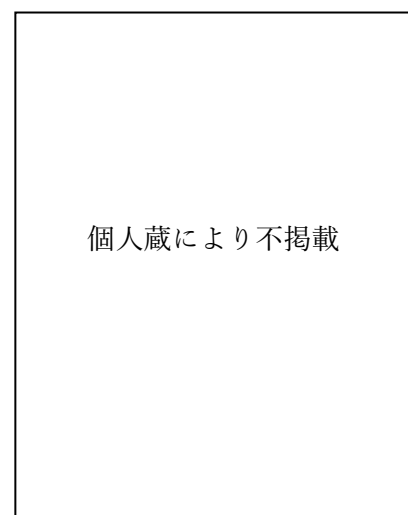
No. 12 子安さま(地藏尊仏画)(浄法寺)1



No. 13 子安さま(浄法寺)2 その1



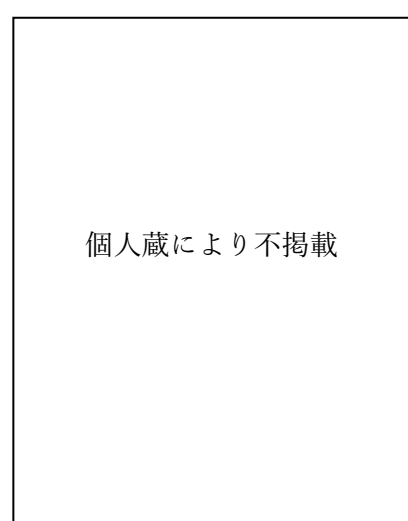
No. 13 子安さま(浄法寺)2 その2



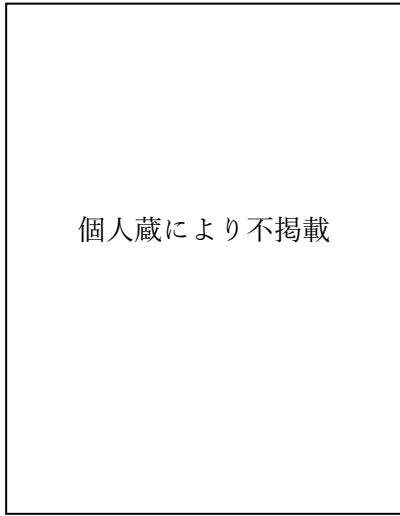
No. 14 子安さま(浄法寺)3



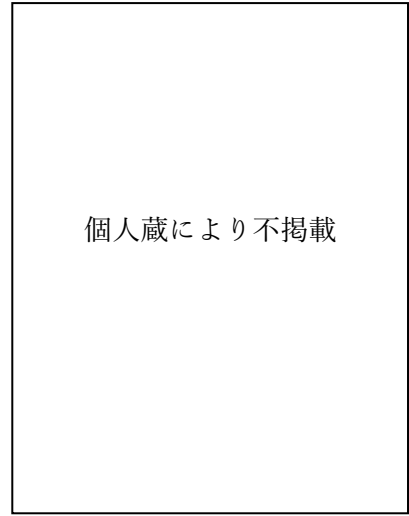
No. 15 子安さま(浄法寺)4



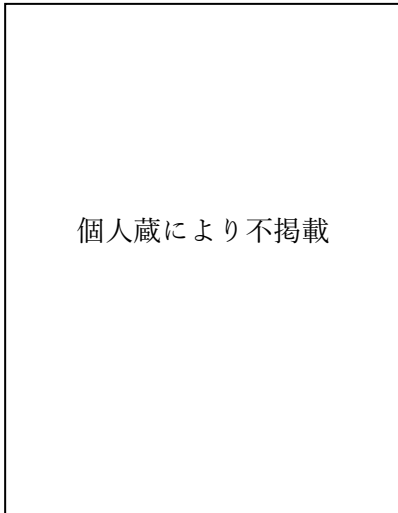
No. 16 子安さま(浄法寺)5(その1)



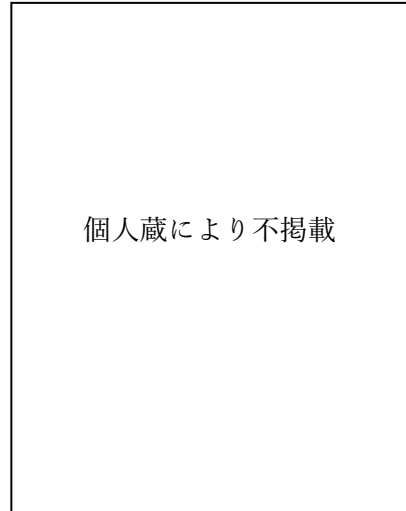
No. 16 子安さま(浄法寺)5 その2



No. 17 子安さま(お札)(浄法寺)6



No. 18 子安さま(浄法寺)7



No. 18 子安さま(浄法寺)7(その2)



No. 19 子安さま(浄法寺)8(その1)



No. 19 子安さま(浄法寺)8(その2)



No. 20 子安さま(浄法寺)9(その1)



No. 20 子安さま(浄法寺)9 その2



助産用具(二戸市資料館)



助産用具(二戸市資料館)



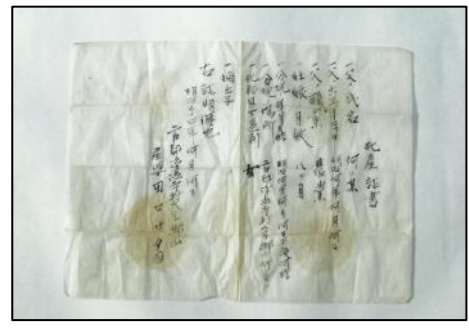
助産用具(川又)5 スゴロ



助産用具(漆沢)3 木魚



助産用具(漆沢)4・5 数珠



助産用具(江牛)4 死産証明ひな形

岩手県文化財保護審議会条例

昭和51年3月26日

条例第45号

最終改正 平成17年3月28日条例第42号

(設置)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第190条第1項の規定に基づき、岩手県文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、文化財に関し学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから教育委員会が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、教育委員会が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育委員会の事務局において処理する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

2 文化財専門委員設置条例(昭和32年岩手県条例第46号)は、廃止する。

附 則(昭和58年3月15日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月28日条例第42号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

岩手県文化財保護審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岩手県文化財保護審議会条例(昭和51年岩手県条例第45号)第7条の規定に基づき、岩手県文化財保護審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員以外の者の出席)

第2条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、意見を述べ、又は説明をさせることができる。

(部会)

第3条 教育委員会から文化財の保存及び活用に関する重要事項に係る諮問を受けた場合において、審議会が必要があると認めるときは、次に掲げる部会により、専門的事項について調査研究することができる。

名 称	調 査 研 究 事 項
第 1 部 会	有形文化財に関する事項
第 2 部 会	史跡及び埋蔵文化財に関する事項
第 3 部 会	史跡以外の記念物に関する事項
第 4 部 会	無形文化財及び民俗文化財に関する事項

第4条 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員(以下「部会員」という。)の互選とする。

3 部会長は、部会の事務を総理し、部会の議長となる。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会員のうちから部会長があらかじめ指名する部会員がその職務を代理する。

(報告)

第5条 部会長は、部会における調査研究の結果を審議会に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和51年5月20日から施行する。

岩手県指定文化財の指定・選定又は認定の基準

第1 有形文化財指定基準

絵画、彫刻、工芸品の部

- 1 各時代の遺品のうち、製作優秀で県の文化史上貴重なもの。
- 2 県の絵画史上、彫刻史上又は工芸史上特に意義のある資料となるもの。
- 3 題材、品質、形状、技法又は用途等の点で顕著な特異性を示すもの。
- 4 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの。
- 5 渡来品で県の文化にとって特に意義のあるもの。

書跡、典籍の部

- 1 書跡類は、宸翰、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、法帖等で、県の書道史上の代表と認められるもの又は県の文化史上貴重なもの。
- 2 典籍類のうち、写本類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で県の文化史上貴重なもの。
- 3 典籍類のうち、版本類は、印刷史上の代表で県の文化史上貴重なもの。
- 4 書跡類、典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの。
- 5 渡来品で県の文化にとって特に意義のあるもの。

古文書の部

- 1 古文書類は、県の歴史上重要と認められるもの。
- 2 日記、記録類（絵図、系図類を含む。）は、その原本又はこれに準ずる写本で県の文化史上貴重なもの。
- 3 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの。
- 4 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し学術的価値の高いもの。
- 5 渡来品で県の歴史上特に意義のあるもの。

考古資料の部

- 1 土器、石器、木器、骨角牙器、玉その他縄文時代、弥生時代及びそれ以前の遺物で学術的価値の特に高いもの。
- 2 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の特に高いもの。
- 3 官衙、寺院跡、墓、経塚等の出土品その他飛鳥・奈良時代以後の遺物で学術的価値の特に高いもの。
- 4 渡来品で県の歴史上意義が深くかつ学術的価値の特に高いもの。

歴史資料の部

- 1 政治、経済、社会、文化等県の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの。
- 2 県の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの。
- 3 県の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で、歴史的又は系統的にまとめて伝存し、学術的価値の高いもの。
- 4 渡来品で県の歴史上意義が深くかつ学術的価値の特に高いもの。

建造物の部

建築物（社寺、城郭、住宅、公共施設等）及びその他の工作物（橋梁石塔、鳥居等）の各時代建造物遺構及びその部分並びに建造物の模型、厨子、仏壇等で建築的技法になるもののうち次の各号の一に該当するもの。

- (1) 意匠的に優秀なもの。
- (2) 技術的に優秀なもの。
- (3) 歴史的価値の高いもの。
- (4) 学術的価値の高いもの。
- (5) 流派的又は地方的特色において顕著なもの。

第2 無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準

無形文化財指定基準

芸能関係

- 1 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次の各号の一に該当するもの。
 - (1) 芸能上特に価値の高いもの。
 - (2) 芸能史上特に重要な地位を占めるもの。
 - (3) 芸能上価値が高く、又は芸能史上重要な地位を占め、かつ地方的又は流派的特色が顕著なもの。
- 2 前項の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で特に優秀なもの。

工芸技術関係

- 陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次の各号の一に該当するもの。
- (1) 芸術上特に価値の高いもの。
 - (2) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの。
 - (3) 芸能上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ地方的特色が顕著なもの。

無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準

芸能関係

保持者

- 1 県の無形文化財に指定される芸能又は芸能の技法（以下「芸能又は技法」という。）を高度に体現できるもの。
- 2 芸能又は技法を正しく体得し、かつこれに精通している者。
- 3 2人以上の者が一体となって芸能又は技法を高度に体現している場合において、これらの者が構成している団体の構成員。

保持団体

芸能又は技法の性格上個人的特色が薄く、かつ当該芸能又は技法を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体。

工芸技術関係

保持者

- 1 県の無形文化財に指定される工芸技術（以下「工芸技術」という。）を高度に体現できる者。
- 2 工芸技術を正しく体得し、かつこれに精通している者。
- 3 2人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員。

保持団体

工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体。

第3 有形民俗文化財指定基準

- 1 次に掲げる有形の民俗文化財のうちその形様、製作技法、用法等において県の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの。
 - (1) 衣食住に用いられるもの
例えば、衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等
 - (2) 生産、生業に用いられるもの
例えば、農具、漁具、工匠用具、紡織用具、作業場等
 - (3) 交通、運輸、通信に用いられるもの
例えば、運搬具、舟車、飛脚用具、関所等
 - (4) 交易に用いられるもの
例えば、計算具、計量具、看板、鑑札、店舗等
 - (5) 社会生活に用いられるもの
例えば、贈答用具、警防用具、刑罰用具、若者宿等
 - (6) 信仰に用いられるもの
例えば、祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社祠等
 - (7) 民俗知識に関して用いられるもの
例えば、暦類、卜占用具、医療具、教育施設等

- (8) 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの
例えば、衣装、道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等
- (9) 人の一生に関して用いられるもの
例えば、産育用具、冠婚葬祭用具、産屋用具等
- (10) 年中行事に用いられるもの
例えば、正月用具、節句用具、盆用具等

2 前項各号に掲げる有形の民俗文化財の収集で、その目的、内容等が次の各号の一に該当し、特に重要なもの。

- (1) 歴史的変遷を示すもの。
- (2) 時代的特色を示すもの。
- (3) 地域的特色を示すもの。
- (4) 生活階層の特色を示すもの。
- (5) 職能の様相を示すもの。

第4 無形民俗文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定基準

無形民俗文化財指定基準

- 1 風俗慣習のうち、次の各号の一に該当し、特に重要なもの。
 - (1) 由来、内容等において県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの。
 - (2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの。

- 2 民俗芸能のうち、次の各号の一に該当し、特に重要なもの。
 - (1) 芸能の発生又は成立を示すもの。
 - (2) 芸能の変遷の過程を示すもの。
 - (3) 地域的特色を示すもの。

無形民俗文化財の保持者又は保持団体の認定基準

保持者

県の無形民俗文化財に指定される技術又は技能を正しく体得し、かつこれに精通している者。

保持団体

芸能又は技法の性格上、個人的特色が薄く、かつ当該芸能又は当該技法を保持する者が多数いる場合においてこれらの者が主たる構成員となっている団体。

第5 史跡名勝天然記念物指定基準

史 跡

次に掲げるもののうち県の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの。

- 1 貝塚、遺物包含地、住居跡（竪穴住居跡、敷石住居跡、洞穴住居跡等）古墳、神籠石その他この類の遺跡
- 2 城柵、館跡、官衙跡、城跡、古戦場その他政治に関する遺跡
- 3 社寺の跡又は旧境内、経塚、磨崖仏その他祭祀信仰に関する遺跡
- 4 藩学、郷学、私塾、文庫その他教育学芸に関する遺跡
- 5 薬園跡、慈善施設その他社会事業に関する遺跡
- 6 関跡、一里塚、並木街道、条里制跡、堤防、窯跡、市場跡その他産業交通土木に関する遺跡
- 7 墳墓並びに碑
- 8 旧宅、園池、井泉、樹石及び特に由緒ある地域の類

名 勝

次に掲げるもののうち県のすぐれた県土美として欠くことのできないものであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、

名所的あるいは学術的価値の高いものまた人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの。

- 1 公園、庭園
- 2 橋梁、築堤
- 3 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
- 4 鳥獣、魚虫などの生息する場所
- 5 岩石、洞穴
- 6 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- 7 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- 8 海浜、島嶼
- 9 火山、温泉
- 10 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- 11 展望地点

天然記念物

次に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、県の自然を記念するもの。

1 動物

- (1) 県特有の動物で著名なもの及びその生息地
- (2) 特有の産ではないが、県著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその生息地
- (3) 自然現象における特有の動物又は動物群聚
- (4) 県に特有な畜養動物
- (5) 特に貴重な動物の標本

2 植物

- (1) 名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、社叢
- (2) 代表的原始林、稀有の森林植物相
- (3) 代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落
- (4) 代表的な原野植物群落
- (5) 海岸及び砂地植物群落の代表的なもの

- (6) 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの
- (7) 洞穴に自生する植物群落
- (8) 池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域
- (9) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
- (10) 著しい植物分布の限界地
- (11) 著しい栽培植物の自生地
- (12) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

3 地質鉱物

- (1) 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- (2) 地層の整合及び不整合
- (3) 地層の褶曲及び衡上
- (4) 生物の働きによる地質現象
- (5) 地震断層など地塊運動に関する現象
- (6) 洞穴
- (7) 岩石の組織
- (8) 温泉並びにその沈殿物
- (9) 風化及び侵食に関する現象
- (10) 硫気孔及び火山活動によるもの
- (11) 氷雪霜の営力による現象
- (12) 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

4 保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域

第6 選定保存技術の選定並びに保持者及び保存団体の認定の基準

選定保存技術の選定基準

1 有形文化財等関係

- (1) 有形文化財、有形の民俗文化財又は記念物の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち、修理、復旧、復元、模写、

模造等に係るもの（次項において「有形文化財等の修理等の技術等」という。）で保存の措置を講ずる必要があるもの。

- (2) 有形文化財等の修理等の技術等の表現に欠くことのできない材料の生産、製造等又は用具の製作、修理等の技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるもの。

2 無形文化財等関係

無形文化財又は無形の民俗文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち、芸能、芸能の技法若しくは工芸技術又は民俗芸能の表現に欠くことのできない用具の製作、修理等又は材料の生産、製造等の技術又は技能で保存の措置を講ずる必要のあるもの。

選定保存技術の保持者又は保持団体の認定基準

保持者

県の選定保存技術に選定される技術又は技能を正しく体得し、かつこれに精通しているもの。

保存団体

県の選定保存技術に選定される技術又は技能を保存することを主たる目的とする団体(財団も含む。)で当該技術又は技能の保存上適当と認められる事業を行うもの。

指 定 文 化 財 等 件 数 一 覧

令和6年9月6日現在

区 分	国 指 定 等	県 指 定 等	計		
有 形 文 化 財	建 造 物	27 うち国宝1：中尊寺金色堂	34	61	
	美 術 工 芸 品	絵 画	1 うち国宝1：金紙著色金光明最勝王經金字宝塔曼荼羅図	10	11
		彫 刻	23 うち国宝1：金色堂内諸像及天蓋	81	104
		工 芸 品	17 うち国宝4：中尊寺経蔵堂内具、孔雀文磬、螺鈿八角須弥壇、中尊寺金色堂内具	83	100
		書 跡	1 うち国宝1：紺紙金字一切経	6	7
		典 籍	0	2	2
		古 文 書	3	10	13
		考 古 資 料	6	21	27
		歴 史 資 料	3	10	13
	無 形 文 化 財	工 芸 技 術	0	1	1
民 俗 文 化 財	有 形 民 俗 文 化 財	9	32	41	
	無 形 民 俗 文 化 財	9 保持団体13	44	53	
記 念 物	史 跡	33 うち特別史跡3：毛越寺境内、無量光院跡、中尊寺境内	37	70	
	名 勝	9 うち特別名勝1：毛越寺庭園	2	11	
	天 然 記 念 物	動 物	6 うち特天1：カモシカ	4	10
		植 物	14 うち特天1：早池峰山及び薬師岳の高山帯・森林植物群落	23	37
		地 質 鉱 物	13 うち特天3：根反の大珪化木、焼走り熔岩流、夏油温泉の石灰華	5	18
		地 質 ・ 植 物	0	1	1
	名 勝 及 び 天 然 記 念 物	2	1	3	
重要文化的景観	2		2		
重要伝統的建造物群	1		1		
合 計	179	407	586		
選定保存技術	1 保持団体 1		1		
登 録	登録文化財（建造物）	106 34箇所		106	
	登録有形民俗文化財	0		0	
	登録記念物	3		3	

過去10年間における文化財指定物件一覧

年度	種 類	名 称	指定年月日	市町村名
27	彫 刻	木造六臂十一面観音菩薩立像	27. 11. 06	陸前高田市
	彫 刻	木造天部形立像 (伝毘沙門天)	27. 11. 06	陸前高田市
	彫 刻	木造観音菩薩立像 (伝虚空蔵菩薩)	27. 11. 06	陸前高田市
	彫 刻	木造十一面観音菩薩立像	27. 11. 06	陸前高田市
	工芸品	時鐘 南部盛岡城楼鐘	27. 11. 06	花巻市
	工芸品	時鐘 奥州路磐手郡盛岡県城北更鐘	27. 11. 06	盛岡市
	工芸品	木造十一面観音菩薩坐像御正躰	28. 04. 15	陸前高田市
28	古文書	盛岡藩北家御次留書帳	28. 09. 06	花巻市
	工芸品	白檀塗合子形兜	29. 4. 7	盛岡市
	歴史資料	鞍迫観音堂算額	29. 4. 7	遠野市
	無形民俗文化財	大原水かけ祭り	29. 4. 7	一関市
	無形民俗文化財	大宮神楽	29. 4. 7	盛岡市
29	彫 刻	木造不動明王立像	29. 11. 14	一関市
	彫 刻	木造阿弥陀如来立像	29. 11. 14	一関市
	絵 画	紙本著色 刀八毘沙門天画像	30. 4. 13	平泉町
	古文書	原敬日記 附 絶筆メモ及び本箱	30. 4. 13	盛岡市
	無形民俗文化財	早池峰岳流 浮田神楽	30. 4. 13	花巻市
	天然記念物	折爪岳のヒメボタル生息地	30. 4. 13	岩手県・二戸市・軽米町・九戸村
30	無形民俗文化財	板用肩怒剣舞	30. 12. 7	大船渡市
	建造物	本宮観音堂 附 厨子	31. 4. 16	金ヶ崎町
	彫刻	木造観音菩薩立像 (伝十一面観音)	31. 4. 16	遠野市
	工芸品	金銅聖観音菩薩坐像御正躰	31. 4. 16	遠野市
31	彫刻	木造虚空蔵菩薩坐像	2. 4. 7	宮古市
	考古資料	長倉 I 遺跡出土品	2. 4. 7	軽米町
	無形民俗文化財	八木巻神楽	2. 4. 7	花巻市
2	無形民俗文化財	田代念佛剣舞保存	2. 11. 13	宮古市
	無形民俗文化財	八木巻神楽 附 安政六年銘 獅子頭権現幕 獅子頭2頭 明治三十三年銘神楽衣装(千早)	2. 11. 27 (追加指定)	花巻市
	建造物	旧紫波郡役所庁舎	3. 4. 9	紫波町
3	有形民俗文化財	盛岡藩操座元鈴江四郎兵衛関係資料	4. 4. 8	盛岡市
	無形民俗文化財	南日詰大神楽	4. 4. 8	紫波町
	史跡	久慈城跡	4. 4. 8	久慈市
4	歴史資料	紙本墨書 天台寺再興勸進帳	5. 4. 7	二戸市
5	古文書	岩手県管轄地誌 甲本	5. 11. 21	盛岡市
	古文書	岩手県管轄地誌 乙本	5. 11. 21	盛岡市
	古文書	盛岡藩覚書	5. 11. 21	盛岡市
	無形民俗文化財	盛町五年祭	5. 11. 21	大船渡市
	無形民俗文化財	日高火防祭	5. 11. 21	奥州市
6	古文書	盛岡藩雑書	5. 12. 22 (追加指定)	盛岡市
	無形民俗文化財	盛岡八幡宮祭りの山車行事	6. 4. 9	盛岡市
	無形民俗文化財	山田の神幸行事	6. 4. 9	山田町

過去10年間における種別毎文化財指定件数一覧

年度 回	種別	有形文化財									無形文化財	民俗		記念物				合計	
		建造物	絵画	彫刻	工芸品	書籍	典籍	古文書	考古資料	歴史資料		有形民俗文化財	無形民俗文化財	史跡	名勝	天然記念物	名勝・天然記念物		
27	第1回			4	2												6	7	
	第2回				1												1		
28	第1回						1										1	5	
	第2回				1			1			2						4		
29	第1回			2													2	6	
	第2回		1				1				1			1			4		
30	第1回										1						1	4	
	第2回	1		1	1												3		
31 元	第1回																0	3	
	第2回			1				1			1						3		
2	第1回											2					2	3	
	第2回	1															1		
3	第1回																0	3	
	第2回										1	1	1				3		
4	第1回																0	1	
	第2回								1								1		
5	第1回						3					2					5	7	
	第2回										2						2		
6	第1回																	0	
	第2回																		
合計		2	1	8	5	0	0	5	2	1	0	1	12	1	0	1	0	39	